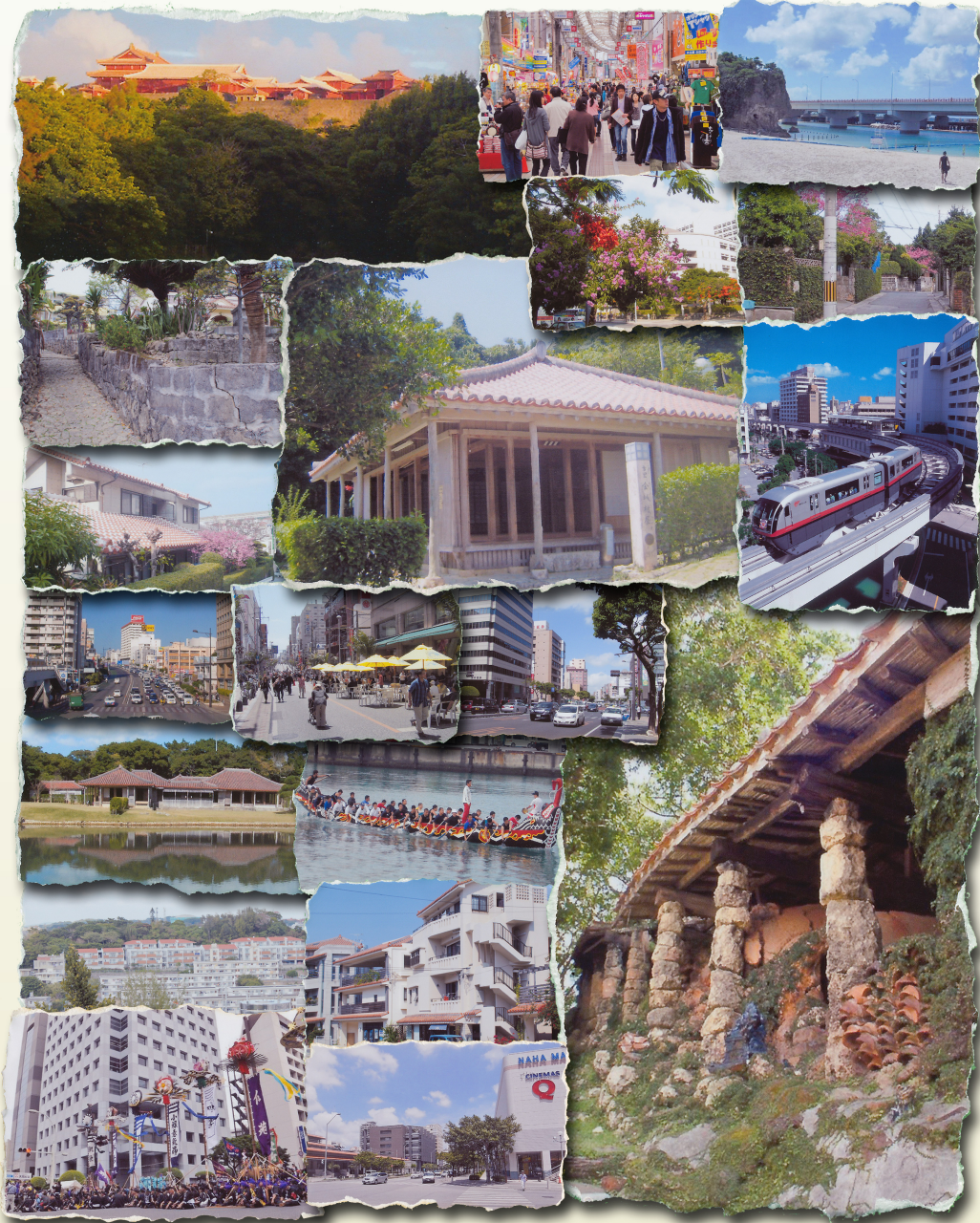


那霸市景觀計画



平成 23 年 5 月

那霸市

那覇市景観計画目次

第 1 章 景観計画策定の目的と構成

1. 背景と目的	01
1 - 1 背景	01
1 - 2 計画の目的	02
1 - 3 景観の意味	02
2. 計画の位置づけと構成	04
2 - 1 位置づけ	04
2 - 2 基本的な構成	05
2 - 3 計画の整合	07
2 - 4 計画期間と見直し	07

第 2 章 那覇市の景観特性と課題

1. 景観特性	08
1 - 1 景観資源の現況整理と検証	08
1 - 2 景観資源の現況（都市景観基本計画に沿って）	12
2. 那覇市の景観特性と課題	23

第 3 章 理念・目標

1. 計画の理念	35
2. 目標	37

第 4 章 景観計画の区域（法第 8 条第 2 項 1 号）

1. 景観計画区域の範囲並びに区分についての基本的な考え方	39
1 - 1 景観計画区域の範囲	39
1 - 2 基本的な区分の考え方	39
2. 骨格的景観要素の設定	40
2 - 1 要素設定の考え方	40
2 - 2 要素設定の基本的な方針	41
2 - 3 骨格的景観要素の設定	44
3. 類型別景観エリアの設定	50
3 - 1 エリア設定の考え方	50
3 - 2 類型別エリアの設定	51

第 5 章 区域における良好な景観形成に関する方針（法 8 条第 2 項第 2 号）

1. 骨格的景観形成の方針・・・59
 - 1 - 1 斜面樹林等、面的な緑・・・59
 - 1 - 2 地域・地区の自然軸としての河川・那覇らしさを有する西向き海岸線・・・60
 - 1 - 3 地域・地区を貫く・区切る・つなぐ 幹線道路軸・・・61
 - 1 - 4 眺望点と眺望景観・・・62
2. 類型別エリアの景観形成の方針・・・63
 - 2 - 1 全エリア共通の方針・・・63
 - 2 - 2 エリア別の方針・・・64

第 6 章 行為の制限に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 3 号）

1. 景観形成基準・・・74
 - 1 - 1 建築物及び工作物・・・74
 - 1 - 2 重点地区景観形成基準設定の手順・・・79
2. 大規模な行為に関する事項・・・80
3. 届出が必要な行為（届出対象行為）・・・81
 - 3 - 1 建築物及び工作物の届出の対象行為・・・81
 - 3 - 2 建築物及び工作物を除く届出対象行為・・・83
 - 3 - 3 届出の適用除外となる行為・・・83
 - 3 - 4 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限・・・83
 - 3 - 5 特定届出対象行為・・・83
 - 3 - 6 変更命令（建築物及び工作物）・・・84
 - 3 - 7 届け出の流れ・・・85

第 7 章 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針

（景観法第 8 条第 2 項第四号関連）

- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針・・・86

第 8 章 景観重要公共施設の整備に関する事項

（景観法第 8 条第 2 項第五号関連）

- 景観重要公共施設の整備に関する事項・・・87

第 9 章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

（景観法第 8 条第 2 項第五号イ関連）

- 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項・・・87

第 10 章 今後の景観づくりの進め方（推進に向けて）

1. 景観計画の推進及び充実化・・・88
2. 都市計画手法等の活用・・・88
3. 景観づくりの取り組み体制・・・88
4. 市民協働の促進・・・90

第 1 章 景観計画策定の目的と構成

1 . 背景と目的

1 - 1 背景

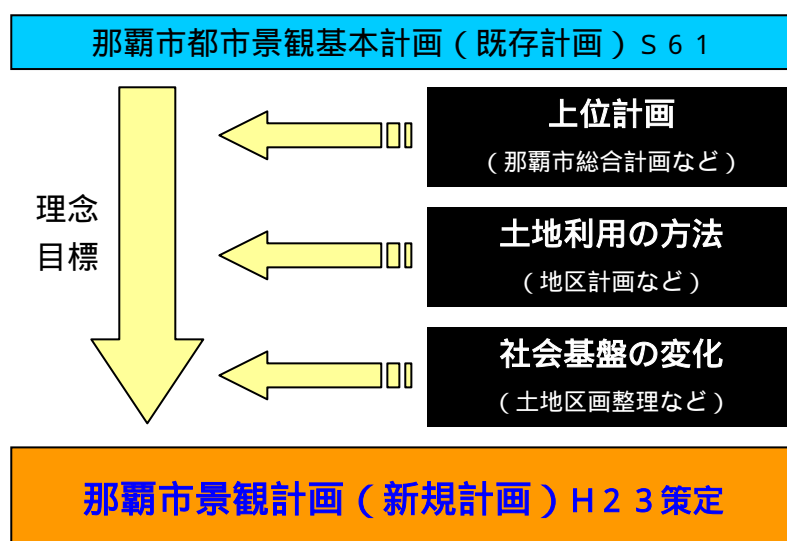
これまでに那覇市は、県都として都市の景観のたたずまいをただすことを目的に、那覇市全域の都市景観整備計画調査を行い、整備課題、指針などをまとめてきました（昭和 57 年 3 月）。それを基盤として、那覇市都市景観検討委員会を発足（昭和 58 年 10 月）、那覇市都市景観条例を制定し（昭和 60 年 4 月制定 / 平成 4 年 4 月改正）それに基づく都市景観基本計画を策定しました（昭和 61 年 9 月）。当条例の中で、都市景観形成地域（ならびに同地域の景観形成計画、それに基づく景観形成基準、景観形成指定建築物等）、都市景観資源等を位置づけ、都市景観審議会、都市景観アドバイザー、都市景観賞、石垣、赤瓦への助成制度等を定めてきました。

具体的には、都市景観形成地域の指定（現在 3 地区：首里金城地区（平成 6 年 4 月）・壺屋地区（平成 14 年 4 月）・龍潭通り沿線地区（平成 14 年 12 月））を行い、地区別の詳細な景観計画・景観形成方針・景観形成基準を策定しました。一方では『亜熱帯庭園都市』をテーマとして、那覇市全域の景観形成のためのマニュアルを都市土木、建築、サイン別にまとめ、さらに「那覇市タウンカラースタンダード：コーラルホワイトを基盤とした亜熱帯庭園都市の色をつくる」（平成 15 年 3 月）に建物等の色彩基準を設定し、今日に至っています。

一方、平成 16 年 6 月に新たに景観法が制定されました。この法律は、第 1 章第 1 条において、「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」としています。

那覇市は都市景観条例の制定、都市景観基本計画の策定から 20 年余が経過し、社会状況等の変化に対応し、かつ、より充実した景観形成を図るため、景観行政団体として景観法に基づく景観計画の策定を行うことにしました。

また那覇市は、第 4 次那覇市総合計画・基本構想において、「なはが好き!みんなで創ろう、子どもの笑顔が輝くまち～亜熱帯の自然と文化が息づく、自治・協働・平和都市をめざして～」をまちづくりの基本理念として謳っています。その理念を 6 つに分け、そのひとつに、「安心、安全で快適な亜熱帯庭園都市」を都市像として掲げています。具体的なイメージとして「都市基盤や都市景観が、亜熱帯特有の自然や歴史、文化環境に調和した緑ゆたかな庭園のようなまちを築いていきます。」を挙げており、景観の面においてこれらを実現することを明示しています。



1 - 2 計画の目的

本景観計画は、以上の背景を踏まえ、景観法に基づく景観計画として、行政・市民・企業そして NPO などの団体が共に、那覇固有の歴史・文化・自然・人々の営みの反映としての快適で美しい景観を守り・育て・創出する、協働の景観づくり・まちづくりを推進し、『亜熱帯庭園都市』のさらなる実現に寄与すると共に、優れた景観を次代に受け継ぐことを目的に策定します。

なお、那覇市景観計画は、昭和 61 年度に策定した那覇市都市景観基本計画の内容を受けて策定するもので、良好な景観の形成に関する基本的な理念や目標などは継承していくものとします。

1 - 3 景観の意味

（1）景観とは

景観とは一般的には、「自然と人間界の事が入り交じっている現実のさま」（広辞苑）です。

すなわち人々の目に映る全てが景観といえます。

目に映る全てとは、「自然によってつくられる特徴、人によってつくられる特徴、そして、それら両者の相互作用によってつくられる特徴からなり、人々が認識する広がり」といえます。

たとえば海や森などの自然景観、人がつくった建築群などの人工景観、自然と人があいまみえてつくった田畑の景観というように、地域なりの個性（特徴）を持つ市全域に広がるすべての風景が対象となるものといえます。

しかし、景観はこれら目に映る事象に加え、視覚以外で捉えられる様々な要素（聴覚：音・臭覚：香り・味覚など）や、雨や風、光や熱など、加えてまつりやイベントなどの時間的、動的な要素も加わります。私達は知らずにでもそれらの要素を単にみているのではなく、感じながら目に映しているのです。

それはまるで総合的な感性で芝居を観るように、風「景」を「観」ているといえ、まさにそれが景観だといえます。

そして、換言すればそのような景観は、都市のこれまでの歴史や新しい文化を表現しているものであるといえます。その意味で景観は市民共有の財産といえます。

(2) よい景観・美しい景観とは

よい景観・美しい景観とは、それを見ることによってその地域への安心・安定、懐しさ、愛着、誇りなどが感じられるものであり、「住みたくなる」、「訪ねたくなる」など、その地域へ文化を醸成する原動力となり、活気をもたらすものであるといえます。

(3) よい景観と「地域らしさ」

よい景観・美しい景観の具体的なものの1つに「地域らしさ」のある景観があります。

先の大戦で「地域らしさ」、すなわち王都であった歴史的な景観資源のほとんどを失った那覇にとって、特に「地域らしさ」のある景観が鍵になります。

「地域らしさ」とは、その地域固有の歴史・文化、風土の特徴、街並みや建造物、産業、そしてその地で得られる独特の眺望景観などによって表されます。

那覇らしさ（沖縄らしさ）を視覚的、聴覚的などに表す要素を挙げれば、概ね次のものとなります。

- ・ 沖縄らしさの基盤
 - 亜熱帯島嶼性海洋気候、隆起珊瑚礁、
 - 亜熱帯の植物・花木・草花など
- ・ 心象的景観
 - 強い光と影、一時的な強い雨、海の青さと空の青さ、真っ白なビーチと透き通った海水、熱帯魚、珊瑚、植物の深い緑と華やかな花の色彩、空と緑、石垣に映える琉球赤瓦屋根の木造伝統住宅
- ・ 視覚、触覚としての素材
 - 琉球石灰岩（石垣・壁・石畳）、焼き物（壺屋焼き、赤瓦、シーサー）、織物、染物など
- ・ 視覚、聴覚、動作感覚としての歌舞
 - サンシンの音・沖縄民謡・旗頭・エイサー・カチャーシーなどの歌と踊り



首里金城村屋



壺屋：新垣家住宅



字小祿の石畳道

・臭覚の印象

潮の香り・首里三箇の泡盛工場・マチグラー・サンニン・ヤコウボク等

それに概ね次に示すような那覇固有にある要素を加えれば「那覇らしい」景観といえると思います。

斜面樹林地：構造台地を区切る斜面樹林地

青い海と海岸線：親水性豊かな水のエリア・市街地の感潮河川・樋川湧水

にぎわう通りとマチグラー：国際通り、平和通り界隈や栄町界隈

首里城と王府時代からの歴史的文化財・遺産
伝統行事・祭りなど

沖縄の歴史を代表する都市：首里王府をつくり、常に先進的な技術や思想を取り込み、自らの文化として活かし育て、発信してきた歴史を景観資源の中にも振り返ることができる。
那覇らしさを表す「眺望景観」（主として那覇の歴史（首里王府時代）に沿って）

- ・末吉宮（公園）一帯・虎瀬公園・崎山公園からの首里城
- ・首里城東西のアザナや広福門広場から首里杜の街並みと末吉の緑（ニシムイ御嶽）～虎瀬の緑～弁ヶ嶽の緑
- ・首里城「京の内」見晴台から崎山の緑（崎山御嶽・雨乞御嶽）など

ただし、ここにあげているのは既存の要素です。これらを基盤とした新たな「那覇らしさ」の創出も、景観形成には大切なものとなります。



平和通りのにぎわい



金城ダム方面を見る

2．計画の位置づけと構成

2 - 1 位置づけ

本景観計画は、景観法第 8 条に規定する景観計画として定めます。すなわち、景観法に規定する項目のうち、景観計画の区域、景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のほか、必要な事項について定めます。

特に、第 6 章の、良好な景観の形成のための「行為の制限に関する事項」に記載する基準等については、景観法第 8 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号に該当する部分であり、行為の主体者は景観法の規定に則した手続き等が義務付けられます。

景観計画を定める主体は景観法第 7 条第 1 項に規定する景観行政団体ですが、那覇市は平成 20 年 1 月 20 日に景観行政団体となりました。

また、景観法の規定に基づき、那覇市が景観行政団体として別に定める（新）那覇市都市景観条例に記載する部分については、本計画中にその旨明記します。

2 - 2 基本的な構成

那覇市景観計画の基本的な構成は大きく 2 つに分かれており、景観法に基づく法定事項と、これまでの本市の実践的な景観行政の取組に関する自主的事項について定めています。

< 景観法第 8 条に基づく事項（法定事項） >

景観計画の区域（法第 8 条第 2 項第 1 号）

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第 8 条第 2 項第 2 号）

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第 8 条第 2 項第 3 号）

景観重要建造物・樹木の指定の方針（法第 8 条第 2 項第 4 号）

上記 4 項目の必須事項を定めています。その他の事項については次に定めています。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項（法第 8 条第 2 項第 5 号イ）

景観重要公共施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 5 号ロ）

景観重要公共施設の占用の許可の基準に関する事項（法第 8 条第 2 項第 5 号ハ）

< 市独自の景観行政の取組事項（自主事項） >

市の自主条例として残していくものは、次のものとなります。

都市景観審議会

都市デザインアドバイザー

助成

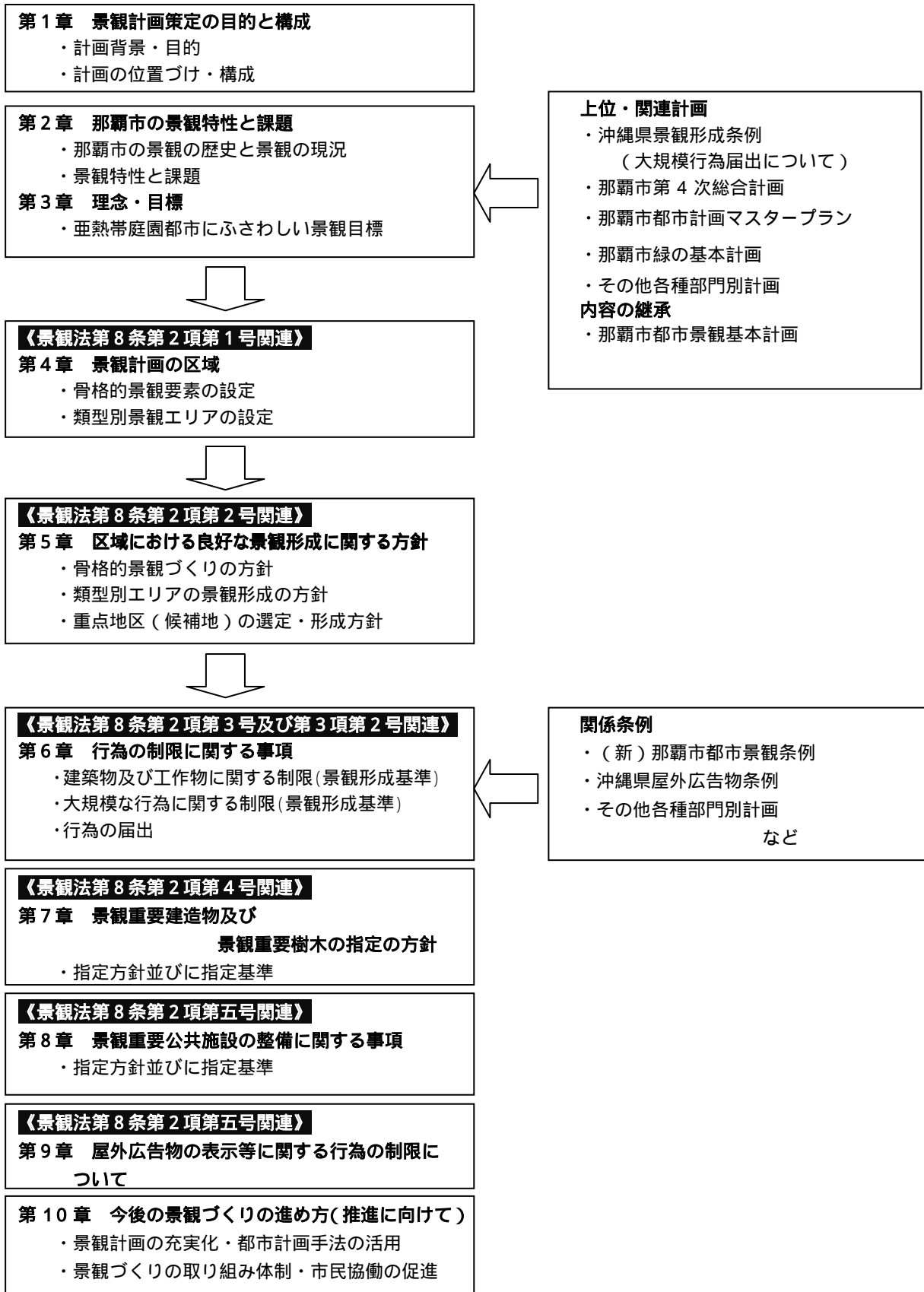
顕彰

市の公共施設整備の景観形成方針・基準（首里金城町の石垣石畳等整備基準など）

その他、市民活動の認定等



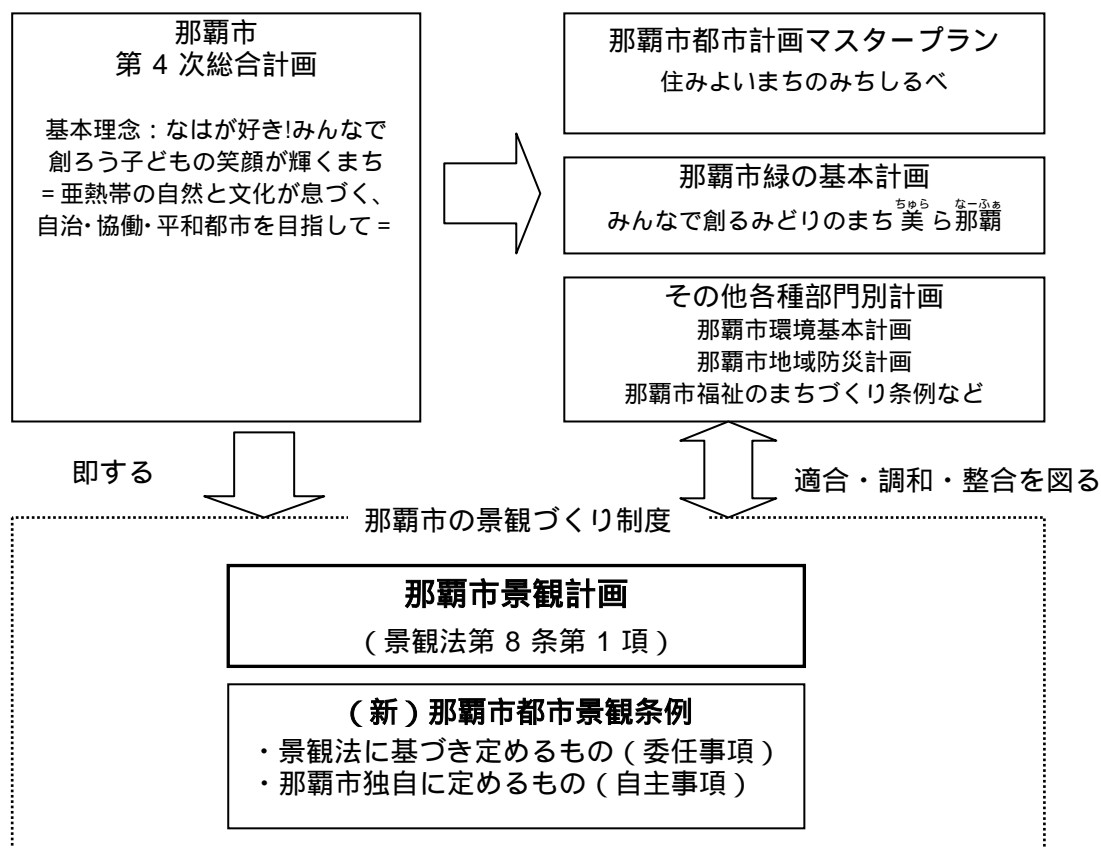
夕日に染まる首里城と龍潭



2 - 3 計画の整合

本計画は、第 4 次那覇市総合計画に即し、同構想の都市像に掲げられた「都市基盤や都市景観が、亜熱帯特有の自然や歴史、文化環境に調和した緑豊かな庭園のようなまちを築いていく」ための「市民との協働」による景観づくりの施策を総合的に明らかにします。

また、本計画は、「都市計画マスタープラン」に適合し、「那覇市環境基本計画」に調和し、「緑の基本計画」その他の行政計画と整合させます。また各種部門別計画と整合を図りつつ策定します。



2 - 4 計画期間と見直し

本計画は、那覇市の自然、歴史、文化等を活かし、美しい風景を守り、育て、創造する協働の景観づくりを推進し、良好な景観の次代への継承に資することを目的に策定します。そのため相応の期間を要すものと考えられ、特に計画期間を定めていません。

ただし、社会経済情勢の変化等に迅速に対応する必要から、総合計画をはじめ、都市計画マスタープランなどの上位・関連計画と絶えず整合を図り、景観づくり重点地区の追加や都市計画法に基づく景観地区への移行などの際には、途中で必要な変更等を行うこととし、実情に即した計画内容の検討を行います。

第2章 那覇市の景観特性と課題

1. 景観特性

1-1 景観資源の現況整理と検証

那覇・首里は15世紀以降、先の沖縄戦を経て今日に至るまで、景観は大きく変化してきました。これらの景観の歴史をしっかりと踏まえることが、那覇・首里のこれからの景観をつくっていく上でとても大切です。ここでは、那覇の景観の歴史の変遷を簡単に辿り、どのように景観が変わってきたのかを見ることにします。

(1) 古琉球「浮島」から「那覇」へ - 首里王府時代

かつての那覇は、15世紀頃までは「浮き島」と呼ばれる港畔地域であり、小さな「むら」の集まりでした（「球陽」）。14世紀頃より、東アジア、東南アジアなどの諸外国との交易も盛んになりつつありました。

三山時代（14～15世紀）後半から開始された琉球の対外交易は、三山統一後（1492年）中継貿易の基地としての役割がますます重要になり、東アジア屈指の貿易港として着実な発展を遂げていきました。

都市の発達に伴って、さまざまな国の要人たちが那覇を訪れます。ここに「那覇の景観」に対する取り組みが始まったと推察されます。

那覇は国場川、安里川及び浮島や奥武山・ガーナ森等の小島により成り立っていました。



500年前の那覇

出典：那覇市史

台地上にある首里は、首里城を中心として、真和志・南風原・西原の三つの間切としてありました。

そして王府時代の都市軸はそのまま景観軸であったといえます。

(2) 来訪者が見た琉球 - 首里・那覇らしい景観の確立：亜熱帯庭園都市の萌芽

このように、那覇は次第に「むら」から「まち」へと変化し、そして、首里城正殿にかけられていた「万国津梁の鐘」（1458年）の銘文が示すように、琉球国の名は南海の楽園として、その誉を高くしていたものと思われます。

17世紀後半～18世紀前半にかけて蔡温（1682年～1761年）らによる、那覇港の浚渫の他、市場、店舗の創設や商人税の撤廃等の施策により那覇は活気あふれる街となりました。当時の景観を19世紀の来訪者達が記録し後世に伝えています。

「首里城の建造物および国中にみられるいろいろの橋、陸橋、道路などは、かなりの建築技術を示している。城郭のアーチ型門や、その巨大な石造工事や石垣は、芸術的設計のみならず、熟練した技量の跡がある」【ペリー提督(1853年5/26 那覇来航)「日本遠征記」】

「琉球の道路は非常によい、(中略)町の中には世界中のどんな市にもまさる平滑で美しい

外観を持っているのがある。」【ペリーに同行した科学者のジェームズ・モロー】

「堂々たる石塀をめぐる長い街に、うっそうと見事な樹木が茂っている。並木道を歩く風情だ」【1884年ブチャーチン提督に同行したロシアの文豪ゴンチャロフ】

・「風光の素晴らしい調和、目もくらむような鮮やかな樹木の緑、その海辺から吹き寄せてくるおいしくて心地よい空気・・・あたかもパラダイスを垣間見るように魅了された」【ペリー提督の秘書として来訪したベイヤード・テイラー】

・「南方には那覇府の町、港には、吹流しを風にはためかせている船があり、その中間の地帯には、下方の谷間を曲がりくねって流れている川岸に沿って、無数の村落が点在しているのが見える。いずれの方角を見ても、彼らの住居を取り巻いて、豊かに繁っている木立の色とりどりの色が、目を楽しませてくれる。東を振り向くと、首都、禁城の独特の様式で建てられた家々がそれを取り囲んで隠している。亭々とした木立の間を透かして、そこそこに見える。家々は、互いにゆったりと間合いをとって、しだいに丘の頂に向かって積み上げられていき、そのてっぺんに王宮を戴いている」【ジョン・マクラウド】

(主に『青い目が見た「大琉球」』ニライ社を参考とした)

これらに記された町並み景観は、敷地家屋の制限令(1737年～1889年)によって首里や那覇の士族や平民以外の瓦葺は許されていなかった時代のものであり、瓦屋根の都市の一角がとりわけ印象深かったと考えられます。また当時は建築材についても、乱伐乱用の制限(1667年)建築用材の使用制限があり、家屋の面積、建物、部屋の大きさ等についても制限(1737年)が設けられていましたが、様々な理由で那覇は特別に制限令から除外されていました。

(3) 近代 明治時代～戦前

1879年(明治12年)廃藩置県が実施され、首里に代わって那覇が沖縄の県庁所在地として政治経済の根幹を担う役割を持つことになりました。

その中核をなしたのが「那覇四町」です。西・東・若狭・泉崎は、那覇港の発展とともに開けてきた町です。東町には最大の市場「なーふぁぬまち」が王府時代から引き続き盛況を誇り、繁華街としては東・久米あたりに位置するところに、戦前まで「大門前(うふじょーぬめー)通り」が開かれ、多くの商店が建ち並び、時計塔のある市役所や、山形屋、円山号などの百貨店のモダンな建物が見られました。円山号は後に四階建ての建物となり、まさに那覇の代表的建物のひとつとなります。また、近くにあった那覇郵便局は南欧風の明るく広い窓が特徴的で、この建築は全国的にも有名でした。

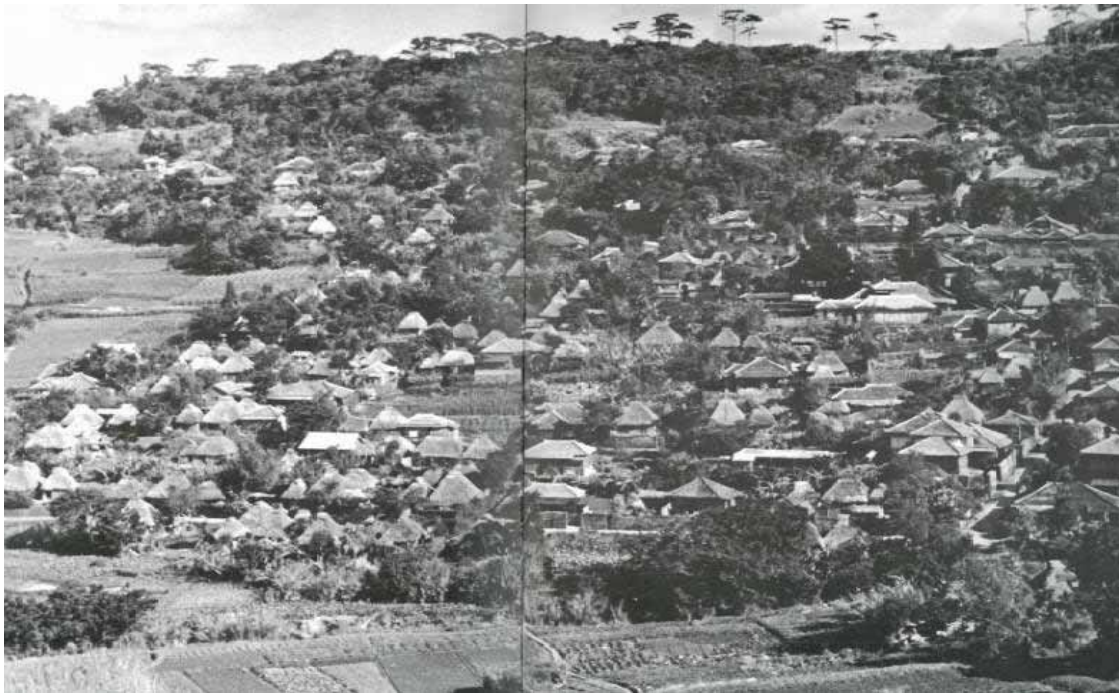


「ペリー遠征記」挿絵：那覇の街角

大正時代に入ると、平和館や石屋(イシャー)と呼ばれた那覇劇場など、大型の洋風建築物が次々と建てられ、市街地を電車が走り、伝統に培われた赤瓦の町並みと共存していくことになります。

一方、首里は行政の中心から退いた形となりましたが、自然の景観の美しさは保たれていました。苔むした首里城の城壁、龍潭。ハンタン山にそって登ってゆくとアカギの群生が涼しげな陰をおとしていました。当時、この地を訪れた日本の民芸運動の創始者柳宗悦はこう述べています。

「一度道を横に折れて町々を縫へば、小石に敷きつめられた昔ながらの道が吾々の足を終わりに誘ふのです。右にも左にも苔むした石垣が連なり、それに被ひかぶさる『がじまる』や、濃い福木の緑が続き、その間に見事な赤瓦の屋根が、あの怪物を擁いて現れてくるのです。それは真に活きた庭園の都市なのです。之以上に人文の華を織りなした名園があるでせうか。一度その懐に入るならば、佇徊時を久しくして去り難い想ひを禁ずることができないでせう。自然と歴史と人文との調和が、かくもよく保存せられている都市は稀有な存在だと云はねばなりません。」(柳宗悦選集第5巻「沖縄の人文」から)



出典：坂本万七写真集「沖縄・昭和10年代」

また首里東部は首里三箇とも呼ばれる酒造の地です。赤田・崎山・鳥堀は王城の東に位置し、良質の水に恵まれ、多くの泡盛工場が林立していました。赤瓦屋根の中から数多くの煙突が突き出し、酒造の煙をあげる姿は首里のもう一つの景観でした。

那覇の港あたりの景色としては、高い石垣をめぐらし、一見城郭のようにも見える波上宮、また三重城と屋良座森城、臨海寺など名勝が数多くありました。奥武山の西側の岩礁上に高く城郭をめぐらしていたのは御物城でした。御物城周辺には漫湖(奥武山を囲繞し、深く真玉橋まで湾入する湖形)があり、その対岸は小禄です。

小禄は漫湖によって那覇と隔てられ、明治橋が架橋されるまで、おもに渡し舟で往来していました。特に落平樋川(ウティンダーヒージャー)は那覇にとって大切な水源であり、上水道が整備されるまで、水売船の行きかう風景がみられたといえます。

真和志も純農村地帯であり、大正11年に鉄道が通ったあとも、それに変化はなかったようです。今の与儀交差点あたりの駅から、見えるのは一面のキビ畑であり、松尾も松林とイモ畑と墓地の他は、なにもない原野でした。

(4) 戦後～今日 - 歴史・文化を踏まえた新しい那覇「亜熱帯庭園都市」の再生

先の大戦で、首里城を含め、無数の文化財が消滅しました。

戦後那覇市は、軍用地の接収と開放を繰り返す中で、都市計画による県都建設を目指し昭和29年首里市と小禄村、昭和32年に真和志市を合併、県都づくりの基盤ができてきました。

米軍がキャンプ地として指定していた牧志地区を中心に、低層高密度の市街地が形成され、その後、開放された若狭・久米地区等において戦後復興の土地区画整理事業によって、基盤整備が進行していききましたが、農地であった壺屋・樋川等においては、基盤未整備のまま自然発生的に市街地の整備がなされていきました。その中で、開南通り、平和通り、国際通りなどの繁華街が形成されました。

戦後の再建は、かつての景観を復元する余裕は無く、かつ市街地は米軍の統制化にありました。特に沿岸部は米軍の軍用施設に占拠され、歴史的な「湊」の景観は変貌していきました。復興に際してとられた工法は伝統的な建築技法ではなく、合理性を前面に出したブロック、ペンキ、鉄筋コンクリート、2×4構法などであり、それが戦後から現在に至るまでの那覇の景観要素になったのは否定できません。

昭和40年台に入ると、中心市街地から周辺部へのスプロール化が進み、真和志・首里石嶺町等の都市近郊にも市街地が拡大されました。

復帰後(1972年)、近代的な建築様式は拍車がかかり、経済成長によって拡大していき、那覇市の新しい景観を次々に生み出していきます。その間に象徴としての首里城の再建等はありませんでしたが、戦争によって分断された歴史的・伝統的景観の流れは、元に戻ることなく、全体としての「那覇らしさ」は喪失してしまったといえます。

それらの問題を踏まえ、那覇市は、昭和60年に那覇市都市景観条例を制定し、それに基づく都市景観基本計画を策定しました。また当条例の中で、それぞれ都市景観形成地域、景観形成指定建築物等、都市景観資源等を位置づけ、都市景観審議会、都市景観アドバイザー、都市景観賞、石垣、赤瓦への助成制度等を定め、個性豊かな新しい那覇市の景観整備に努めてきました。

そして今日、都市景観基本計画を踏まえつつ、那覇新都心地区、小禄金城地区などの軍用地の跡地利用をはじめとする大規模な面的整備や都市モノレール整備等により、新たな都市建設、都市景観づくりが進められています。

(参考:「那覇の景観」1991年 那覇市都市計画部発行)



首里金城村屋と真珠道

1 - 2 景観資源の現況（都市景観基本計画に沿って）

(1) 地形及び水系

地形は、西側は概ね平坦地です。かつての那覇は、海の中の浮島であり、それが埋め立てられた結果の地です。

東側には首里及び識名の構造台地、小祿の丘陵地が広がります。

首里、識名の構造台地は、南風原町との境に近い弁ヶ嶽(165.7m)を頂点とする、80~140mの段丘をなしており、起伏の激しい丘陵が南北に伸びています。その間をぬって、安謝川、国場川、安里川、その支流の久茂地川、潮渡川、真嘉比川が西流し、東シナ海に流れ出しています。その段丘斜面に沿って、今でもいくつかの緑地が残されており、都市を縁取る緑の景観要素としての役割を果たしています。

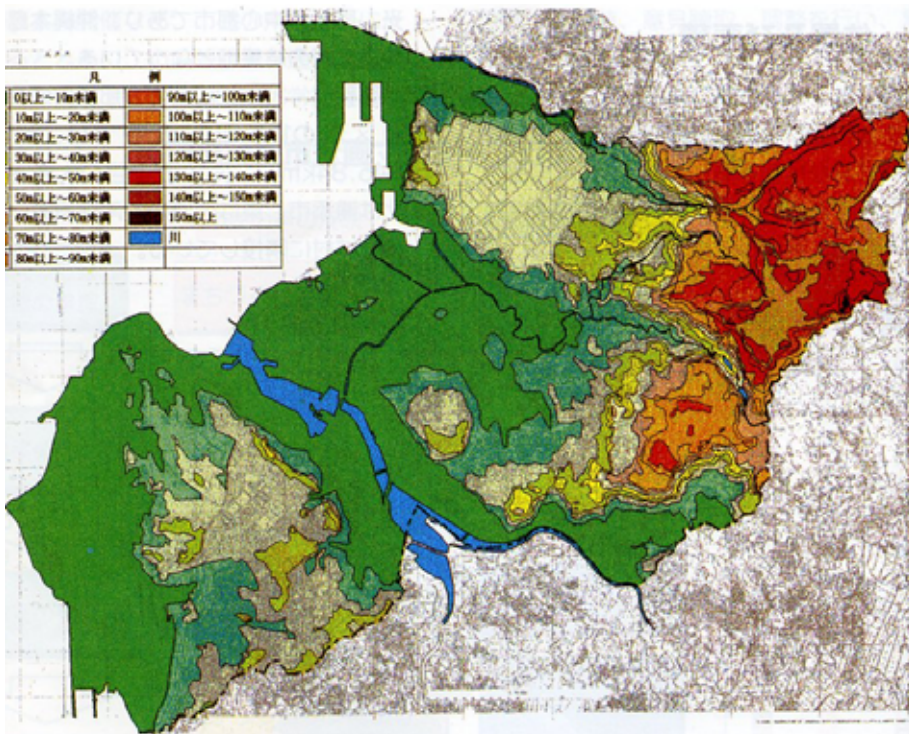
国場川下流は、漫湖の湿地帯であり、マングローブ林が生育しており、水鳥なども多く飛来する、ラムサール条約の登録湿地となっています。

首里の西側には、標高30~60m、10~20mの二つの下位段丘面があります。ひとつは小祿、国場、天久の台地であり、もうひとつは波の上、久米一帯の低地内にある台地です。

地質は、隆起珊瑚礁が基底をなし、東部丘陵は、琉球石灰岩の風化土壌である島尻マージが主体となっています。

地形図

(「那覇市都市計画マスタープラン」1999年)



(2) 骨格をつくる景観資源

斜面樹林等、面的な緑景観

那覇市は西側の埋め立て低地と、それを北～東～南側を取り巻くいくつかの構造台地から成り立っています。それら埋め立て低地と構造台地をつなぐ斜面地には多くの樹林があります。

しかし近年以降からの造成開発等により年々減少してきており、現在もその傾向は続いています。また、斜面樹林の前面に中高層の建物が建ち始め、樹林が見えにくくなってきています。そして緑の稜線としての連続性が失われつつあります。

斜面樹林のいくつかは公園緑地として担保されていますが、多くは墓地などの民有地であり、しばらくは残されていましたが、近年のライフスタイルの変化や、住宅や業務ビルの要請と土木建築技術の進展も相俟って、細い帯状の崖地を残し造成されつつあることが大きく起因しています。



首里末吉町一帯

那覇市の景観の骨格をつくる斜面樹林地を担保する公園緑地としては、天久緑地、末吉公園、虎瀬公園、弁ヶ岳公園、首里崎山公園、首里城公園、繁多川公園、識名霊園(墓地公園)、識名公園、がじゃんびら公園、森口公園、海軍壕公園などがあり、いずれも豊かな緑を有しています。また、末吉の斜面樹林地一帯は風致地区の指定があり、樹林の保全が一定担保されています。

地域・地区の相互浸透としての都市河川等

かつての都市河川の多くは、埋立地の運河であり、湊から物資などの運搬をはじめとする交通動脈であり、多くの船が行き来する風景を呈していたといわれています。そして、護岸は琉球石灰岩で築かれ、いくつかの伝統的な工法による美しい石橋・木橋が架かっていましたが、それらの風景は先の大戦ですべて消滅しました。戦後は道路が動脈に変わり河川は一時、汚水路に成り果てました。

現在、河川は一定、水の浄化も進み、生物も戻りつつあり、川面の揺らぎと共に人々に更なる快適性を与え、都市を区切るだけでなく都市の表の顔のひとつとしての役割を獲得しつつあるといえます。

そして河川改修も進みつつあり、コンクリート護岸から生物の生息環境にも配慮した間隙のある個性的な琉球石灰岩石積み護岸へと徐々に変わりつつあります。

しかし、公園緑地等より緑化されている一部の箇所を除けば、ほとんどが緑に乏しい景観となっています。

唯一、漫湖一帯は、ラムサール条約の登録湿地として野鳥の飛来地の景とともに、南国らしい景観を見せています。

概して河川区域幅が狭く、河畔林が育つ空間に乏しいのですが、近年都市河川の改修が進みつつあり、川沿いのわずかな空地においても植栽が施されはじめ、中心市街地の大幅な河川改修地区では緑豊かな親水景観をつくりつつあります。

現在は、久茂地川沿いにデイゴを主体とする並木が整備されているほか、国場川・安里川・潮渡川沿いに並木が整備されています。



奥武山公園の護岸

特に国場川・久茂地川・安里川沿いは、モノレールの整備に伴い高い視点場からの景観整備も求められ、計画的に整備されました。よって今後並木が生育すれば、水・緑豊かな地区景観を形成すると見られます。また、金城ダムや真嘉比遊水地など水辺空間として、水・緑景観をかたちづけている箇所もあります。

那覇市の景観の骨格をつくる河川沿いの緑の景を担保する公園緑地としては、末吉公園ならびに末吉風致地区・安謝緑地（以上末吉川・安謝川）・漫湖公園ならびに漫湖風致地区・奥武山公園（以上国場川）があります。また金城ダムや真嘉比遊水地など施設として緑が担保されるものもあります。

那覇らしさを有する海・水際線・港湾・空港等のウォーターフロント

港湾ふ頭沿いは、コンクリートなどの護岸で固められている箇所が圧倒的に多く、野積み荷物の積み残しも多く見られ、景観的には固く雑然としたイメージが強くなっています。また、港湾内の道路は、直線的な形態がほとんどであり、街路植栽もありますが、潮と強風という環境圧に対応できていないケースが多く、ひどく傾き生育不全の樹木が多く見られ、脆弱な緑景となっているのは否めません。



泊ふ頭

一方、現在波の上西側における埋め立てが進み、緑地や人工海浜等が造成され、歴史的な公園・海浜と連続した柔らかい水際線が整備されつつあります。

琉球石灰岩の護岸で整備された三重城の海岸、波の上海岸、旭ヶ丘公園、若狭海浜公園、埋め立て整備中の人工海浜など市民の貴重な水辺空間の整備が進み海辺景観の改善が図られつつあります。

海沿いの公園緑地としては、海岸に連続する旭ヶ丘公園、辻・若狭緑地、若狭公園などがあります。空港周辺には、那覇市内で数少ない自然の水際線があります。

地域・地区を貫く、区切る、つなぐ、幹線道路軸（モノレール軸含む）

（国道58号・507号・332号・329号・330号・331号・県道7号バイパス・那覇空港線・臨港道路・第二環状線・那覇環状線・那覇新都心中央線・新都心牧志線・那覇中環状線・那覇新都心東通線・古島線・真和志中央線・崇元寺姫百合線・御成橋崇元寺線・旭橋崇元寺線・松山線・真地久茂地線・石嶺線・南風原与那原バイパス・那覇西海岸道路（那覇北道路・那覇西道路）・那覇空港自動車道（小禄道路）・沖縄都市モノレール・首里シンボルロード）

那覇市の道路緑化の現況は、国道が7割、県道が5割を超える街路樹整備となっていますが、市道は2割程度の整備であり、整備が遅れています（那覇市緑の基本計画）。広域的幹線では一定の緑が整備されており、都市の顔づくりとしては、それなりのたたずまいを見せてはいますが、地域・地区幹線では沿道建物景観とともに、地域・地区を美しく縁取り、つなぐ景観としては乏しくなります。そして、沿道に建つ建物群も調和を欠いているのを多く見かけます。



国道58号

空港から首里まで、那覇市の市街地を貫くモノレールは市街地上空を走る軌道軸として県内に初めて出現し、市民・県民・観光客の足となり、幹線軸のひとつとなりました。

モノレールの軌道下空間や、支柱等は計画的に緑化されています。



壺川内を走るモノレール

首里シンボルロードは、首里城下町としての歴史的な景観を有する道・沿道と位置づけられています。近年、その主要部分となる、都市景観形成地域として指定された龍潭通り沿線地区が拡幅整備され、概ね基準イメージどおりに整備されつつあります。

那覇らしさを有する商業軸

観光商業軸である国際通りは、歩道が拡幅され、南国らしいヤエヤマヤシが複植されています。単植よりもボリューム感があり、7~8mの高さ以上に育てば、通り景観に潤いを与えることができるでしょう。しかし、全体として、沿道建物の色彩や看板類に国際通りとしての風格や「那覇らしさ」を有する調和が見られません。



国際通りトランジットマイル

また、国際通りに直交する沖映通りも幅広な歩道にホウオウボクが列植され、季節には赤い花が咲き乱れ、柔らかい葉は、風にそよぎ、その足元には、「水」というコンセプトできれいな「流れ」が再生されたガープ川が、ゆったりとしたいかにも南国的な景観をつくっており、通り景観に潤いを与えています。

「マチグラー」と呼ばれる平和通り一帯は、沖縄・那覇らしい市場界隈の原風景を、かもし出していますが、経済的な営みと関係しているだけに、ライフスタイルの変化などと共に風景の変容が見られ始めていることは否めません。すなわち、マチグラー＝下町市場界隈といえども、清潔感・新しい感覚などのセンスが要求され、また経営形態の変化などによって、小さな窓口の店舗や専門の小売商店、路上店舗等が減少し続け、新しくは、鉄筋コンクリートの現代風の店舗が造られていくこととなります。また、観光店舗化が著しく、そのための店舗が増えることで、「那覇市民の台所」としての役割が減じてきたことによって、かつての「活気・賑わい」、「雑然・混沌」等の中での人の触れ合う風景が変わりつつあります。



沖映通り

歴史・文化的地区（首里杜一帯・識名園一帯）

歴史的・伝統的な街並みを残している首里杜（首里城周辺）地区は、首里城公園をはじめとする緑豊かな緑地とともに、金城地区や末吉の斜面樹林等に囲まれ、民地内の緑地や御嶽や樋川を包む緑も比較的多くあります。琉球赤瓦屋根と木々の緑が程よく調和し全体的な景観としては一定の評価ができます。ただし、近年、中層陸屋根の建物も増加しつつあり、視点場である首里城からの眺望景としてみたときに違和感があります。

歴史的な街並みとして、都市景観形成地区に指定された首里金城地区は、石垣・石畳・赤瓦屋根の景観を維持し続けていますが、建て替えや増築により建物が高く高密になり、空間の広がりや豊かさが乏しく感じることが否めません。

また、自動車の出入りのために、石垣間口が広げられ、石垣の連続性が失われつつあります。こうしたなか、集落道（スージグラー）とそれに沿う石垣・石畳道を復元的に修景整備する計画・設計が始まっており、今後都市景観形成基準の見直し等とともに、歴史的・伝統的集落の街並みを維持する方向で整備される予定です。



真珠道から繁多川方面をみる

都市景観形成地域に指定された龍潭通り沿線地区は道路の拡幅によって、ほとんどの沿道建物が建替えとなりました。それに伴い詳細な都市景観形成基準をつくり、地域の人々と共に、首里城下の優れた歴史的・伝統的な赤瓦屋根を有する沿道の街並みをつくり始めています。

識名・識名園一带は、世界遺産緩衝地帯のエリアとして設定されているとともに、一定規模の都市公園や墓地公園が連続しており、識名の集落は、それらの緑に囲まれています。しかし、多くの沖縄固有の墓が林立する識名霊園（墓地公園）は、その沿道にもむき出しで墓が並び、著しく景観を損ねています。霊園には古くからの墓も多く存在し、それらのエリアの多くは深い緑に囲まれており、自然と調和しつつ静寂さを保っています。

（3）地域・地区らしさを有する資源

伝統的集落

壺屋や、上間、具志、宇栄原、小禄等の旧集落は伝統的な風景をつくる石垣や勾配屋根・赤瓦・コンクリート瓦などの建物はわずかになってしまいました。建物はコンクリート造・陸屋根に建て変わりました。石垣は、概ねコンクリートブロックとなりました。

しかし、コンクリートブロックの前面にはつたを這わせたり、鉢植えを置いたり、「スージグラー」の修景に努力のあとが見えます。また、屋敷林等の緑や、御嶽・樋川の緑などは保全されており、地域のランドマークや添景となる大きな樹木や緑としていかされています。

このような、努力や工夫のあとは見られますが、沿道の街並みの景観としては、古い石垣が残る隣がコンクリートブロック造の塀であるなど、一部には、ちぐはぐなイメージを与え乱雑さを垣間見せているところもあります。緑もかつて沿道の石垣並みと調和しつつ連続的に配植されていたことも多いと思われる、今日は分断された緑の景が多く、まとまりに欠いているように見受けられます。



龍潭通り



識名園



壺屋のスージグラー

市街地・住宅地

旧那覇市域すなわち市街地の中の商・住混合地の多くが、戦後復旧土地区画整理事業等により早い段階で、住環境整備が行われましたが、当時は、景観を形づくる余裕はありませんでした。事業の進捗（すなわち米軍による細切れ返還）ごとに与えられた土地に道路と敷地を造成し続けた結果、敷地形態や道路位置の微妙な方向のずれなどが随所にみられ、建物もコンクリートブロックあるいは鉄筋コンクリート陸屋根の箱型が多く建ち、やや混乱したイメージを与えるとともに、那覇の個性豊かな景観づくりには至ってはいませんでした。



首里石嶺町一帯

それでも戦後2～30年を経た頃からは、老朽化に伴う建替えなどが徐々に始まり、庭木や、沿道壁面に花木・草花などの修景緑化などが施されるようになり、道沿いに、いくらかの潤いも出てきましたが、一方では、中高層のマンション・アパート等に建て替わったものも多く、緑の不足や凸凹の激しい建物のスカイラインが景観に混乱を招いています。

一方、「スージグワー」と呼ばれる小道など狭あい道路も幾つか見られますが、それらの道も雑然としています。

また、市街地にある住宅や店舗などの前面は、道との敷き際にある側溝蓋が浮いていたり、段差がまちまちにあり、雑然としたイメージを与えています。

首里や識名台地を占める、第一種低層住居専用区域一帯の住宅地は、建ぺい率・容積率・高さともにそれなりの制約を受けることで、比較的潤いのある住宅地景観をみせていますが、沿道のブロック塀やむき出しの駐車場のつくる景観は、雑然としたまとまりのないイメージを与えています。

都市公園の緑被率については目安が示されていますが、近年整備された公園は、基本的に、その目安を超えた緑量を有しており緑豊かな公園のイメージがあります。

那覇市の公園の多くはその地域の緑の拠点としての役割を担うと共に地域の「自然（緑）のスポット景観」となっています。

しかし、那覇市全域としてみた場合、公園緑地配置のバランスに欠いており、公園整備の遅れている地域においては、地域の「緑のスポット景観」には欠けているといえます。

既存区画整理・開発団地および新しく開発整備された地域、地区

土地区画整理事業や再開発による、ここ10年以内に整備された住宅地等は、概ね地区計画制度が適用されています。現在16地区あり、壁面後退や緑化義務等は、地区によって異なりますが、沿道の緑のつくる景は一定整えられています。そして最近の事業ほど、景観に配慮すべき項目が明確、かつ詳細になり、その分、一定の通り景観を形成しています。



那覇新都心地区

30年程以前に土地区画整理事業によって整備された多くの地区は、道路や建物などの老朽化が進み、ばらばらに建て替えが進んでおり、緑なども不足がちな場所も見られ、多くは那覇の個性豊かな景観づくりには至っていません。

沖縄の区画整理等の規模は、本土に比べて格段に大きく、景観に与える影響は大きくなります。那覇市においては、小祿金城や新都心に代表されるように、米軍基地の返還に伴う事業があり、それが、規模を大きくしている理由のひとつといえます。

一般商業・業務地

地域・地区レベル、いわゆる地元の商店(街)通りは、かつて、それなりの賑わいをつくったのかもしれませんが、現在は、本土のどの地方にもある商店街・通りと同様に、多くは寂れてしまっています。したがって、景観的にも潤い・活気などが見られず、快適な景観とはいえない状況にあります。

そのような地区における業務地は、一塊のエリアといったものを形成しているわけではなく、一般住宅と混在しつつ、中層のビル(業務・店舗ビル)として存在しています。基本的には、街中に混在する中層アパートなどと同様な景観として写り、市街地景観と同様、その多くは雑然・あいまいな景観を見せています。

工業・流通地区

那覇市域には、大きな工業地は存在しません。ここでは空港・港湾・自衛隊基地を指します。

空港地区は、新空港としてリニューアルされ、周辺の緑化や建物形態・色彩を含め、それなりの景観を形づくっています。今後、さらに「亜熱帯」を意識させる緑が加われば、「那覇らしさ」がつけられていきます。

港湾地区は、ふ頭沿いにおいて、コンクリートなどの護岸で固められている箇所が圧倒的に多く、野積みの荷物・資材等も多く景観的には固く雑然としたイメージが強い地区です。

那覇軍港や那覇港東の港湾区域一帯は、今後リニューアルが進む方向にあり、快適な、水・緑と、それらに触れ合う、交流の景観づくりが期待されます。



とまりん夜景



那覇軍港

(4) 那覇らしさを表す「眺望」：眺望点と視対象（眺望点としてのモノレール車窓を含む）

那覇市の景観は、大まかに 自然景観 歴史文化景観 街並み景観 活動景観（生活風景）で構成されているといえます。その中に眺望景観の対象になる（眺望点と視対象を有する）ものは幾つかあります。特に、那覇市において特徴的なものとしては、首里（首里杜）一帯に代表される歴史文化景観があります。また、ラムサール条約の登録湿地である漫湖（国場川下流）の干潟や、首里台地や識名台地を取り囲む緑豊かな斜面樹林地や末吉の杜などの自然景観があります。

那覇市にはこのように、首里城や首里杜一帯、首里金城町などの歴史的伝統的な集落景観を見渡す眺望点があります。また、がじゃんびら公園、森口公園、天久緑地など、那覇や小禄の市街地や国場川・漫湖、那覇港や泊港などの歴史港湾、西の海などの景観を見渡すことができる眺望点が幾つかあります。そして漫湖公園や国場川沿い、新都心の公園などは、今日的那覇のまちを見ることのできる眺望点です。そこからの眺望は、街並み景観や活動景観（生活風景）として大切な眺望景観といえます。



天久緑地から西側海岸をみる



がじゃんびらから那覇軍港をみる



末吉宮から首里城及び首里杜一帯をみる

一方、新しくモノレール車窓から臨む景観が獲得されました。主要な場所と景観は、以下の通りです。

那覇空港駅～赤嶺駅間からの海域・慶良間列島

那覇空港駅からしばらくは、飛行場を挟んで、西の海は慶良間諸島までよく遠望できます。亜熱帯地域に入り込んだ(タウンゲート)イメージが良く現されています。反対側には、小録金城の赤白格子状の配水池がよく視認されます。

赤嶺までは、両側に自衛隊基地がありますが、緑に覆われる中に建物が散在する景観で、基地を区切るフェンス以外、あまり阻害要因はありません。赤嶺駅近くは、公営の住宅区域であり、中層住宅が立ち並んでいます。オープンスペースの緑や、ベランダ緑化などによって、比較的落ち着いた南国イメージを漂わせています。



空港駅から発車したモノレール

奥武山公園駅～壺川駅間からの国場川・奥武山公園の緑

奥武山公園の緑を西に見つつ、国場川下流を越えますが、その西の那覇港までの水面の広がり、ダイナミックで美しく見えます。モノレール沿線でもっとも広がりのあるスケール景観といえます。壺川駅一帯では、国場川下流の水面景観を挟んで奥武山公園、さらには森口公園・がじゃんびら公園の緑、斜面樹林地が望まれ、緑濃い景観を見せています。

美栄橋駅～牧志駅間からの崇元寺・牧志安里地区(安里川)

久茂地川沿いを走っていきます。あまり川は意識できませんが、崇元寺が垣間見えます。川沿いのデイゴ並木の緑が景観に潤いを与えています。

牧志駅近くで、国際通りを横断し、駅に到着します。牧志駅付近は市街地再開発が行われており、安里川の緑で覆われた親水性豊かな景観が計画されています。

おもろまち駅～古島駅～市立病院前駅間からの海域

概ね西から北西の海域が見渡せる箇所が多くあります。古島駅正面に浦添内間の市営住宅が見え、赤瓦ベージュ色で緩やかなスカイラインを群で構成し景観に調和しています。



末吉の斜面樹林

市立病院前駅～儀保駅～首里駅間からの浦添側の海・首里城・斜面緑地・末吉の緑・首里台地の緑

わずかに浦添側の海が展望されます。末吉の豊かな斜面樹林地が良く見えます。首里側は、緑豊かな景観を見せていますが、その間にある中高層施設の一部や鉄塔等が景観への影響を及ぼしています。

(5) 個的な景観資源 = 都市景観資源候補から

那覇市では、「那覇市都市景観条例」に基づき、「那覇市都市景観資源（候補）」を選定するにあたって、平成5年度から「那覇の景観資源」の一般公募を実施し、平成15年度までに182件の景観資源候補を選定しました。

選定された資源候補のうち、実際の指定を受けたものは、平成20年度までは那覇市などの公共管理の資源40件のみでありました。しかし近年、民間所有等の資源についても徐々に指定されており（平成22年10月現在で52件、うち民間7件）、景観資源に対する認識・理解が広がってきています。



壺屋小学校のセンダン

(6) 広告看板類について

那覇市は1991年（平成3年）にサインデザインマニュアルを策定して屋外広告物の誘導を図ってきました。

しかし、現在市域では都市モノレールの整備や、大規模面的開発整備となった那覇新都心地区など、市域の顔を大きく変える整備が概ね完了し、市民の前にその容貌を表してきました。

そのような状況に伴って、新たに設けられる広告看板（サイン）も数多くなってきていますが、なかには原色を多く用いた看板、規模の大きな看板も目立ち、都市の景観に調和しないケースも少なくありません。それらは、基幹道路の拡充整備がなされた沿道の店舗や工場、そして新しく整備された新都心において、特に顕著な傾向を示しています。

一方、都市モノレールの整備により、沖縄県においてはじめて市中を高い位置から間近に眺める視点場が獲得されました。これに伴い、モノレール車窓目線での建物壁面や窓面、屋上が格好の広告看板設置場所となることが予測されます。



モノレール沿線の大きな広告物

2. 那覇市の景観特性と課題

(1) 都市を縁取り歴史を残す斜面樹林地、面的な緑

歴史的に重要な意味を有する斜面樹林地・台地の緑

(末吉～ニシムイ～虎瀬～弁ヶ嶽・首里城・金城川沿い斜面緑地)

<特性>

かつての風水の都市づくりの背骨をなす歴史・文化を有する自然軸であり、首里を美しく縁取る緑です。

また、斜面地に残されている旧集落、首里金城町一帯は、比較的多くの緑も残されており、緑の斜面地住宅イメージを色濃く残しています。

<課題>

歴史的な緑(王府時代、風水の見立てによる緑や、抱護林としての緑)の斜面・稜線を保全・担保する手立てが早急に必要です。



広福門広場から虎瀬公園側をみる

地域・地区を縁取り、メリハリをつくる崖地、海崖地、斜面樹林地

(識名台地の南斜面緑地・小禄がじゃんびら～森口公園、天久緑地)

<特性>

歴史的な樹林地を含め、斜面樹林地は、那覇市の湧水等の水源となる貴重な緑地でもあります。樹林が雨水を蓄え土地の崩壊を防ぐ機能を持ち、湧水や樋川、谷川などの源となっており、潤いのある景観をつくっています。

市街地が密集しているなかで、わずかにでも連続して見える崖地や海崖地の緑は、景に区切りを与え、ヒューマンスケールでつくる緑に囲まれた空間を構成し安らぎのある景観をつくっています。

<課題>

湧水等の水源となる緑地として保全・育成することがひいては街中に潤いのある緑景観をつくることとなります。したがって斜面の緑などは、可能な限り保全することが必要です。

都市の中で視認される度合いの高い斜面樹林を保全・担保する手立てが早急に必要です。

那覇市は微地形(小さな起伏)が比較的多く残されており、その小丘を拝所として、概ねその南斜面に集落を立地したともいわれ、近年においても斜面地住宅がいくつか建っています。それが那覇らしさのひとつでもあり、視認されやすい斜面の緑を建物との調和を含め、十分にいかす景観づくりが必要です。

(2) 地域、地区の自然軸としての河川・那覇らしさを有する西向き海岸線（サンセット・ウォーターフロント）

地域・地区のイメージアビリティを高め緑と親水景観を形成する都市河川等

（国場川漫湖・久茂地川・安里川・潮渡川・安謝川・ガープ川・末吉川・金城川・真嘉比川・真嘉比遊水地・金城ダム）

< 特性 >

都市を一定区切り、方向性を与えることで、都市を「分かりやすく」するとともに、空間の広がりや風の通り道としての快適性を与え続けてきました。

下流部分は主として埋め立てによる運河状の形態をなす汽水域です。近年は主要河川において魚類や野鳥も比較的見ることができるようになりました。国場川にある漫湖一帯は、ラムサール条約の締結によって野鳥が保護されています。

上流河川護岸沿いは、民地または道路用地となります。したがって現在見せる川沿いの緑の多くは宅地内の緑です。



久茂地川

< 課題 >

比較的干満差の大きい都市下流河川においては、必然的に深い河床と護岸が必要になります。しかし、その条件下においても、今後とも、河川景観を表の顔と位置づけ、親水性豊かな空間づくりが求められます。

したがって、沖縄らしい個性のある護岸形態、親水性護岸、護岸緑化、水生動物、野鳥の生息環境の保全・創出、沿川緑化、緑豊かなオープンスペースとしての一体的な景観づくりなどが必要です。

都市の中の貴重な自然らしさを有する海岸・海浜、歴史的港湾並びに新しく整備された港湾の水際線（那覇ふ頭～波之上海浜～若狭～泊ふ頭～新港ふ頭：主として臨港地区の水際線）

< 特性 >

西に開く那覇市にとっての貴重な自然・歴史・文化を有する海・海岸・港湾景観であり夕日が美しく映えます。

臨港道路や那覇西海岸道路などが西の海に整備されており、西の海へ開いた固有の景観に影響を与え始めています。

< 課題 >

画一的で固くなりがちな港湾景観を形成するのではなく、那覇の歴史・文化を保持する「らしさ」の



旅客船バースから泊大橋をみる

あるウォーターフロントづくりや都市リゾート地としての顔づくり、親水空間の確保などにふさわしい景観づくりが求められます。

那覇軍港や那覇ふ頭北側の港湾区域一帯は、今後リニューアルが進む方向にあり、快適な、水・緑景観とともに、歴史・文化をあわせた交流の景観づくりが求められます。

空港周辺においては、環境に配慮しつつ、身近な水際線としての景観づくりが求められます。

(3) 地域・地区を貫く、区切る、つなぐ、幹線道路軸（モノレール軸を含む）

幹線道路

国道58号・507号・332号・329号・330号・331号・県道7号バイパス・那覇空港線・臨港道路・第二環状線・那覇環状線・那覇新都心中央線・新都心牧志線・那覇中環状線・古島線・真和志中央線・又吉線・崇元寺姫百合線・御成橋崇元寺線・旭橋崇元寺線・松山線・真地久茂地線・石嶺線・南風原与那原バイパス・那覇西海岸道路（那覇北道路・那覇西道路）・那覇空港自動車道（小禄道路）

<特性>

広幅員幹線道路は、景観的には地域・地区を「縁取る」あるいは「つなぐ」役割を果たすものであり、また広幅員の歩道・街路樹などと共に風格や分かりやすさを与えるものです。しかしそれらを那覇市の幹線街路軸として明確に印象付ける道路は多くはありません。そのなかで県随一の業務の集積した国道58号（明治橋～泊高橋間）は、沿道を含め県都としての風格を保とうとしていますが、まだ「南国らしさ」や華やかさに欠くところがあります。



国道330号：ひめゆり通り

一般国道沿道景観は、住・商（ロードサイドショップ：飲食/カーショップ他）・軽工業等の混在であり、広告・ネオン灯を含め、混乱した猥雑な景観となっているところが目に付きます。

<課題>

歩道舗装や街路樹などの緑化によって周辺の用途や道路機能にふさわしい幹線道路景観を創出することが求められます。

幹線道路沿道建物等のファサードも含め、更なる景観整備（風格・楽しさ、賑わいなど、各テーマにあった景観をつくとともに、広告物や建物等色彩等の規制・誘導等）が求められます。

首里シンボルロード（龍潭線・首里城線・綾門大道）

<特性>

首里シンボルロードは、龍潭通りの拡幅整備によって、徐々に首里らしさを有する街路景観が整いつつあります。

<課題>

首里シンボルロードは、さらに歴史的な景観を有する植栽などの整備と共に、道路構造物等の修景等、沿道建物等の歴史的景観との調和が望まれます。

沖縄都市モノレール

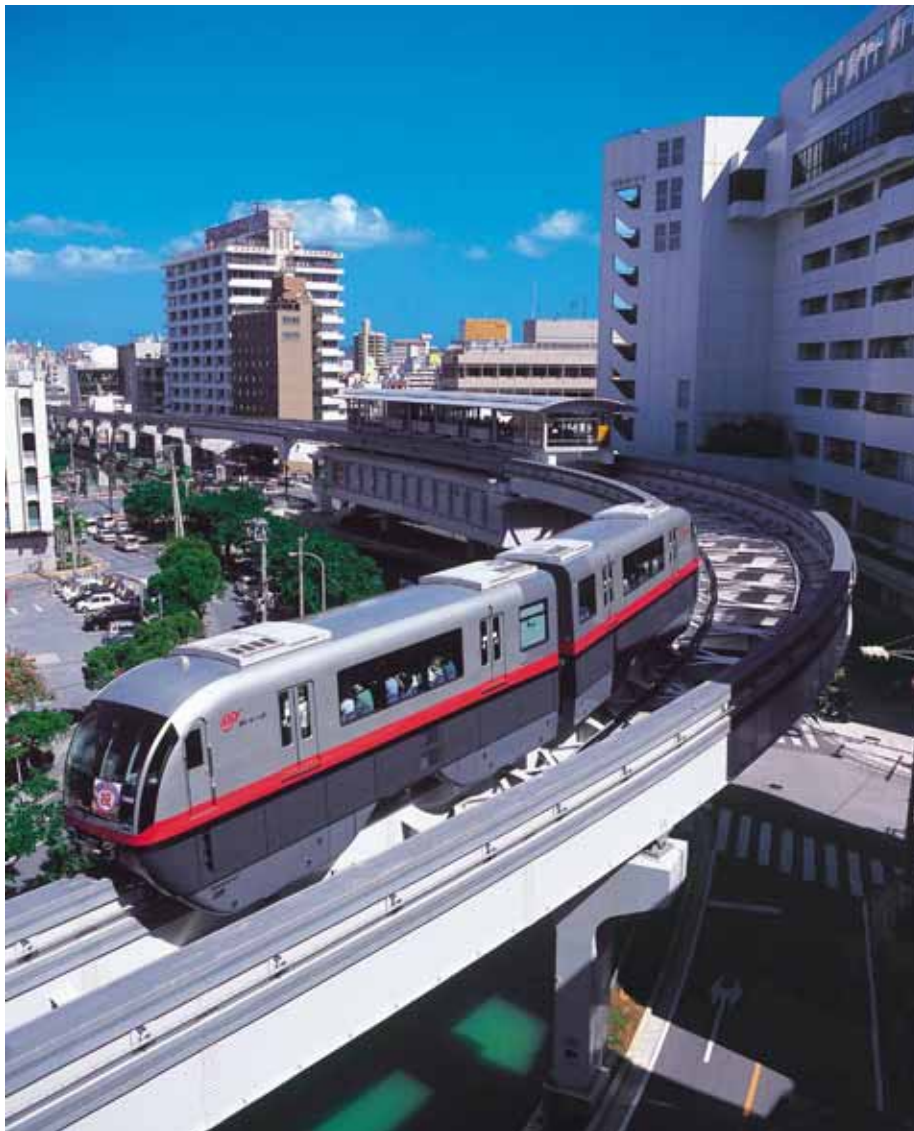
<特性>

モノレールは、その高架下や橋脚に緑化がなされ、みずみずしい景観をつくり始めています。また、高い位置からの視点場が獲得されました。

<課題>

モノレール沿線建物への広告・看板類の無節操な掲出が予想されます。明確な制御が必要となります。

モノレールの高い位置からの視点場が獲得されたゆえに、上部からの家並み等について整備が求められます。



モノレール：県庁前駅

(4) エリア区分別**那覇らしさを有する商業拠点****< 特性 >**

国際通り周辺一帯は那覇市のみならず、沖縄における観光商業軸であり多くの観光客が訪れています。また国際通りは1マイル(約1.6km)の直線的な通りであり、両側共に観光客用の飲食・物販店が軒を並べています。通りは緩やかなアップダウンがあり軒が揃いにくく、比較的間口の小さな店舗の集合と共に、やや雑然とした景観を見せています。広幅員の歩道帯にある街路樹のヤエヤマヤシは植えられたばかりで生育中です。



国際通り：むつみ橋交差点

隣接するマチグラー(平和通り一帯)は、アーケード付の通りが多くを占めます。市民の台所としての生鮮、加工食品や日用品などを小さな間口で商いする相対商売の生活風景が南国らしさをイメージさせ、観光客に人気があります。

国際通りに直行する沖映通りも、モノレールの開通により観光回遊動線として位置づけられました。広幅員の歩道帯を有しており、街路樹のホウオウボクが緑陰と開花期の観賞樹として機能し、一定の風格を有してきました。

沖映通りはガープ川を暗渠化した通りであり、かつては川水が流れていた記憶を留めるべく歩道に「流れ」を創出し場所固有のイメージをつくっています。



沖映通り

国際通り、沖映通り沿道は、これまでは中低層の建物が主流を占めていましたが、近年一帯に高層建物が建ちつつあります。

マチグラーは低層の密集市街地となっており、その猥雑さや賑わいなどが、生活・活動の風景「らしさ」を有しています。

< 課題 >

観光商業軸である国際通りや沖映通りは、全体として、沿道建物の色彩や看板類に「国際通り」、「那覇の通り」としての「風格」や「らしさ」を有する調和があまり見られません。特に看板類があふれ出し、雑然としたイメージを与えています。沿道建物等のたたずまい(形態・色彩・広告看板等)のコントロールが求められます。

国際通りの街路樹(ヤエヤマヤシ)は、添景樹としては「南国・トロピカルらしさ」を有していますが、緑陰機能は余り有していません。日中常に日差しを受ける向きにある通りには、みずみずしい緑陰機能が大切です。今後、快適な歩行者空間の創出を図る上で、緑陰の充実及び花木等による演出が求められます。

沖映通りの街路樹（ホウオウボク）は比較的良く生育しており、緑陰効果と花木としての華やかさがありますが、市内の街路樹の多くがホウオウボクであり、その意味では個性に欠けるきらいがあります。ホウオウボクに対する添景木などでの他の街路との区別化などが求められます。（ホウオウボクは那覇市の「市花木」）

マチグラーは「那覇市民の台所」としての役割が減じてきたことによって、通りの景に違和感が否めません。



平和通り

壺屋地区一帯

<特性>

壺屋の伝統的な集落は、車の進入の必要性から、道の拡幅などがありながらもなお、樋川や湧水、御嶽などを含め、基本的・伝統的な骨格は残されています。そして昔からのスージグラーは、歩行者専用路としての機能を保持し続けています。たおやかに曲がり続くヒューマンスケールの幅員を持つスージグラーは、沿道の緑とともに、親しみのある景観を保持し続ける重要な要素・資源です。

<課題>

集落を沿道から見れば、古い石垣が残る敷地の隣の敷地がコンクリートブロック造の塀であったり、一部に沿道の街並みの景観が“ちぐはぐ”なイメージを与え、乱雑さが垣間見えます。緑もかつて沿道の石垣と調和しつつ連続的に配植されていたことも多いと思われそうですが、今日は分断された緑の景観が多く、まとまりに欠けています。

都市景観形成地域に指定された壺屋は、焼き物（やちむん）のまちとしてその生産活動を反映した景観に特徴がありますが、更に、面的に「らしさ＝伝統」を有する景観の保全・活用、加えて緑化していくことが望まれます。



壺屋：東又窯



壺屋

歴史文化拠点

[首里城と王府時代からの歴史的文化財・遺産・伝統的集落や空間（御嶽・拝所と緑・歴史の道）]

首里杜地区一帯

<特性>

首里杜（首里城周辺）地区は、首里城を代表とする歴史的・伝統的な街並みの風情を残している地区であり、また観光地区でもあり多くの観光客が訪れています。

首里城等は世界遺産に登録され、首里杜一帯は、世界遺産緩衝地帯の区域を含んでいます。

首里は風水でつくられた都市であるといわれ、首里の北（末吉の杜や虎瀬の丘陵）～東（弁ヶ嶽）～南（崎山御嶽）～首里城の杜へ、そして西の海まで連綿と続く緑と水の骨格を現在も幾つか見ることができ、また感じることができます。特に末吉・虎瀬・弁ヶ嶽の緑の稜線はわずかでも残されており、首里の歴史文化を感じることができます。

城下の龍潭通りは、都市景観形成地域に指定され、街路幅員の拡幅に伴って新たに建設された沿道建物のファサードの表情が「沖縄・首里らしく」整いつつあります。

同じく都市景観形成地域に指定されている首里金城地区は、現在、細街路の石垣・石畳による復元整備のための調査・設計が行われています。

地区は、屋敷林、御嶽や拝所とそれを囲む緑・樋川や掘り抜き井戸などの豊かな水、宿道（かつての国道）、参拝・遥拝の道など多くの歴史的・文化的な資源を残しています。反面、斜面樹林地が造成され、宅地化され連続的な緑の減少が見られます。

<課題>

近年、環状線沿いや斜面樹林地などに、中層陸屋根の建物も増加しつつあり、一般的な視点場である首里城からの眺望景観として見たときに違和感があります。また、歴史的な骨格を形成する緑そのものが失われると共に稜線が見えにくくなっています。歴史的に重要な緑の保全と歴史的視点場からの的確な緑の見え方・見せ方が求められます。

建物の増改築や道路整備、斜面樹林地での土地造成などで多くの歴史的・文化的資源が失われようとしています。保全・修復・活用が求められます。

世界遺産並びにその緩衝地帯にふさわしい歴史的・伝統的な景観づくりが求められます。



京の内から見る正殿



真珠道：ダム通りから見る

識名園周辺一帯

<特性>

識名に位置する識名園は王府時代の別邸であり、沖縄の歴史・文化の象徴の一つで世界文化遺産として登録されています。また周辺一帯には歴史の道などの資源もあり、世界遺産の緩衝地帯として指定されています。

上間の伝統的な集落は、車の進入の必要性から、道の拡幅などがありながらもなお、伝統的な集落構造を残しています。スージグラーは、沿道敷地内の緑とともに、親しみのある景観をわずかでも残しつつ歩行者専用路としての機能を保持し続けています。

周辺一帯には広大な墓地群（識名霊園）があります。

<課題>

識名園御殿の背景の保全（景観を乱す構造物等の規制・誘導）が求められます。

上間集落は、伝統的な構造を保持しつつ景観形成を図ることが望まれます。

識名霊園は沿道にむき出しで墓が並び、著しく景観を損ねています。世界遺産の緩衝地帯でもあり、沿道の修景対策などが求められます。



識名園

市街地・住宅地

那覇市東部一帯

< 特性 >

那覇市東部一帯は、地区計画や団地を除き概ね低層住宅が郊外を形成していますが、都市基盤整備が不十分のままスプロールの戸建住宅地が広がっているところが多くあります。

< 課題 >

街路の整備と共に建物色彩の誘導や敷地の緑化などの景観基盤づくりが求められます。
斜面緑地の保全が求められます。

那覇北・安謝川沿い、真和志、小禄など

< 特性 >

那覇北・安謝川沿い、真和志、小禄などは、地区計画や区画整理地区、団地等を除き、中層住宅（1階は店舗や事務所）と戸建住宅が入り混じり、曲がりくねり、上下する道の連続的な景観をつくっています。

大道、松川、三原、寄宮、与儀などは、都心部同様、建物が更新されていない老朽密集地がある一方、近年建てられた大規模な中層マンションなどが建ち、まとまりのない市街地を形成しはじめています。

具志・宇栄原・小禄の伝統的な集落は、車の進入の必要性から、道の拡幅などがありながらもなお、樋川や湧水、御嶽などを含め、基本的・伝統的な骨格は残されています。スージグワーは、歩行者専用路としての機能を保持し続けています。たおやかに曲がり続くヒューマンな幅を持つ、スージグワーは、沿道の緑とともに、親しみのある景観を保持し続ける重要な要素・資源となっています。

地域・地区レベル（地元の）商店（街）通りは、通りとしての活気・賑わいが減少しています。

< 課題 >

旧真和志一帯は公園緑地配置のバランスに欠いています。公園整備の遅れている地域は「緑のスポット景観」に欠けており、緑地等の確保、整備が求められます。

景観基盤的には建物のスカイラインの誘導・色彩の誘導などに加えて緑化が求められます。

市街地幹線沿い以外の住宅地や老朽密集住宅地のリニューアルまた伝統的集落などにおいては、「スージグワー」の持つ「沖縄・那覇らしさを有する道筋景観」を有効に活用することが大切です。そのためにも、沖縄の個性的な屋上緑化・宅地内緑化・固有の素材を生かした生垣、石垣作りなど、快適で、美しい沿道の街並みづくりが求められます。あわせて地区の賑わいのある街路と快適で楽しい景観づくりが求められます。



安謝一帯

都心部など

<特性>

都心部は、近年建てられた大規模なマンションや商業ビルを含め、商・業・住が混在した市街地を形成している一方では、都市基盤整備の遅れや地価の高騰等により、建物の更新できない木造の老朽密集住宅地があります。

国道58号沿道の業務地区は、沖縄の中でも一定風格を持っている景観をつくっていますが、固さが意識され、南国らしさ、柔らかさに欠くきらいがあります。

新しく建てられたマンションなどは、幾つかに沖縄らしさの装飾を施しているものも見受けられますが、総じて色彩や形態は一般的であり緑の不足や、凸凹の激しい建物のスカイラインが景観に混乱を招いています。

老朽密集住宅地では、空間に景観の豊かさが垣間見えます。宅地からこぼれ咲く花木や生い茂る亜熱帯樹木などが親しみや安心感や落ち着きを与えています。

都心部には感潮河川が集中していますが、河川護岸の表情が固く親水性に乏しいため、一体的な水・緑の豊かな景観がつくられていません。

モノレールが都市河川とともに中心市街地を貫通しています。

<課題>

市街地幹線沿い、特に業務地のたたずまいは、概ね整ってきていますが、地区全体には今後とも風格や那覇らしさ、南国らしさを有する市街地景観整備が求められます。

景観基盤的には建物のスカイラインの誘導、色彩の誘導などに加えて緑化が求められます。

水、緑が一体となった潤いのある景観づくりが求められます。

モノレールからは、建物の屋上や屋根が垣間見えますが、中には不調和なものもあります。快適な展望景観に対応することが求められます。



美栄橋駅から緑ヶ丘公園をみる



国道58号一帯



密集住宅地と高層住宅：松尾一帯

既存の大規模な計画的整備地区および新しく開発整備される地区

< 特性 >

那覇新都心地区、小禄金城地区、真嘉比古島地区は土地区画整理事業等により住環境等の整備が行われ、地区計画制度等の導入により快適な環境づくりを目指しています。

現在那覇市内には16の地区計画地区があり、「建築物の外壁等の面の位置の制限（建物のセットバック）」並びに「かき又は柵の制限」などの基準を設定しています。

新都心地区

商業並びに近隣商業地域一帯は、新しい商業軸景観を構成しており、大規模店舗や免税店等も整備され観光商業化の様相を見せています。

巨大広告看板類や看板の色彩に不調和が見られます。

建物等の壁面後退部の活用の仕方が曖昧であり、景観にメリハリを失っています。

建物の高層化が進み始めています。

銘苅古墓群が保全されています。



新都心公園

小禄金城地区

モノレール小禄駅から北西一帯は、周辺地域商業軸景観を構成しています。

真嘉比古島地区

現在インフラが整備され、建物等の建設が進んでいます。

< 課題 >

地区計画地区において具体的に色彩の誘導・規制の基準を設ける必要があります。

沖縄の個性的な街並み景観づくり、宅地内や屋上の緑化・生垣づくりなどの整備が求められます。

屋外広告物の誘導・規制が求められます。

歴史的遺産等、地域資源の保全活用が求められます。

那覇軍港

< 特性 >

那覇軍港は現在、金網の中のふ頭として存在しています。平屋の倉庫のほか野積みの荷物などが並ぶ場合もありますが、索漠とした景観を見せています。

那覇ふ頭から望めば港の背後にはがじゃんびらから続く緑が見えます。

軍港内には歴史的遺産の「屋良座森城」「御物城」があります。



那覇軍港内と御物城

< 課題 >

今後の那覇市の良好な景観をつかっていくため、協働による跡地利用計画策定が求められます。一定の面積を有する新規開発エリアであり、環境に配慮したまちづくりが求められます。

歴史的遺産等、地域資源の保全活用が求められます。

工業・流通地区

<特性>

那覇空港及び港湾は、沖縄県及び那覇市の人及び物の最大の玄関（ゲート）であり、広大な敷地と大規模建物などが建ち並んでいます。

特に那覇ふ頭や泊ふ頭は古くからの港であり、歴史的な遺産の痕跡も周辺に幾つか残しています（三重城・御物城・泊高橋・外人墓地等）。

那覇軍港や那覇港北東の港湾区域一帯の後背地は倉庫群でしたが、港の機能転換と共に減少し、付近には新しく幾つかのホテルが建っており、現在のところ倉庫の立退き後の空地と共に雑然とした景観をつくっています。



泊外人墓地

<課題>

空港地区は、国際線ターミナル（ビルとその周辺一帯）などと連担する那覇軍港の整備などとともに、一体的な景観づくりが求められます。

港湾地区は、固く雑然としたイメージが強くなります。より固いイメージを緩和させるとともに、親水・緑豊かな空間としての活用の手法が求められます。

那覇軍港や那覇港北側の港湾区域一帯は、今後リニューアルが進む方向にあり、快適な、水・緑と、それらに触れ合うレクリエーション機能に見合う、交流の景観づくりが望まれます。



那覇空港ターミナル

第3章 理念・目標

1. 計画の理念

本計画の理念を次のように設定します。

< 景観づくりの理念 >

みんなで継承、みんなでつくる 「亜熱帯庭園都市」なはの景観

「亜熱帯庭園都市」という表現は、昭和15年頃来琉した民芸運動家柳宗悦の文章を基につくられました。

『一度道を横に折れて町々を縫へば、小石に敷きつめられた昔ながらの道が吾々の足を終わりなく誘ふのです。右にも左にも苔むした石垣が連なり、それに被ひかぶさる『がじまる』や、濃い福木の緑が続き、その間に見事な赤瓦の屋根が、あの怪物を擁いて現れてくるのです。それは真に活きた庭園の都市なのです。之以上に人文の華を織りなした名園があるでせうか。一度その懐に入るならば、佇徊時を久しくして去り難い想ひを禁ずることができないでせう。自然と歴史と人文との調和が、かくもよく保存せられている都市は稀有な存在だと云はねばなりません。』（柳宗悦選集第5巻「沖縄の人文」）

那覇市都市景観基本計画（昭和61年）においては、基本理念・目標・基本姿勢を以下の通りとしました。

特に戦後全てを失った那覇市にとって、自然豊かな・王都としての歴史伝統などを有する『“那覇らしさ”の再生と創造を目指す』景観づくりは、真に希求されることでした。

1. 那覇らしさを求めて

那覇市は、戦後全てを失った都市から現在の都市を復興させた市民のエネルギーと固有の自然・風土などを再評価し、将来に向けて、個性ある景観づくりとしての“那覇らしさ”の再生と創造を目指す。

2. 基本目標

1. 気候・風土に根ざした個性のある都市環境の創出
2. 生活慣習に配慮した生活環境の創出
3. 国際性豊かな魅力ある都市空間の創出
4. 歴史環境を活かした風格のある都市空間の創出
5. 進取の気性に富んだ市民文化の創出

3. 基本姿勢

都市景観の形成を推進し、目標像を実現するためには、以下の点を正しく理解することが肝要である。

1. 都市景観形成の方策の明確化 - まもる・そだてる・つくる
2. 都市景観の共有性の認識 都市空間領域の概念構成
3. 都市景観形成の担い手の明確化 - 市民・事業者・専門家の協力

「亜熱帯庭園都市」は、このように、「亜熱帯（沖縄・那覇）」の「自然と歴史と人文の調和」を有した景観づくりをめざした理念を有していました。

その後「亜熱帯庭園都市」の語句は、那覇市の部門別計画にも多く用いられ定着しています。

那覇市都市計画マスタープラン・景観まちづくり方針

= 歴史・文化に根ざした**亜熱帯庭園都市**を目指して

那覇市緑の基本計画・緑の将来像・目標

= みんなで創るみどりのまち美ら那覇：歴史・文化・自然を活かした**亜熱帯庭園都市**・なは

第4次那覇市総合計画・基本理念

= 亜熱帯の自然と文化が息づく、自治・協働・平和都市をめざして：安心、安全で快適な**亜熱帯庭園都市**

今日においても「亜熱帯庭園都市」の理念は薄れていません。むしろより強く、その理念「亜熱帯庭園都市」=「都市基盤や都市景観が、亜熱帯特有の自然や歴史、文化環境に調和した緑ゆたかな庭園のようなまち」の景観再生を基盤に、新しいまちづくり、市民との協働による景観まちづくりの活動を広げていくことが大切です。

したがって今後も「亜熱帯庭園都市づくり」を那覇市の理念として持ち続けていきます。



2. 目標

理念の実現に向けた目標と景観づくりの取り組みの柱となる考え方を以下に定めます。

<景観づくりの基本目標>

固有の風土（亜熱帯固有の水・緑・微地形変化など）をいかした景観をつくる

西に開く港、感潮域を有し中心市街地を貫く河川、山あいを流れる河川と水源涵養としての斜面樹林。微妙な高低差を有する地形に建つ建物群。それらを彩る色とりどりの花木。これらの固有な自然風土は大切な資源です。これらが身近に感じられ、愛着心や誇りが持てるよう大切にしていけます。

固有の歴史・文化（王都）を守り、いかす景観をつくる

かつての王都であった風景は先の大戦で多くを消失しました。しかし、人々の強い願いによって首里城が再建、さらに識名園が復元され、ともに世界遺産に登録されました。市内をよく見れば、王都としての歴史的な名残を幾つか見ることができ、琉球赤瓦葺きの建物や琉球石灰岩を用いた石垣や道なども再生されつつあります。これら王都ならではの固有性を大切に守り育て、「那覇らしい景観」をつくっていきます。



国際的な交流・交易、観光都市機能を持つ県都として風格のある景観をつくる

沖縄の玄関口である那覇市には、空港や港湾など沖縄を代表する交易の場があり、国際通りや平和通り、首里城一帯などでは多くの来訪客との交流があります。人々を迎え、物流を支える那覇としての活力ある景観づくり、県都として風格のある景観づくり、「沖縄にやってきた」「那覇に、首里にいる」ということが明確に実感できる景観をつくっていきます。

地域の資源や生活文化などをいかした景観をつくる

それぞれの地域・地区にも、歴史的・文化的な資源や生活文化等があります。新しいまちにも固有の歴史がつくられていきます。また「スージグラー」に咲きこぼれる花木・草花などは人々を和ませます。

それらの風景や土地の記憶を大切に守り育て、住む人々、訪れる人々が快適に安心して暮らしていける景観をつくっていきます。



市民との協働による景観づくりの活動を広げる

景観づくりの主役は市民です。市民と那覇市が協働し自発的な活動の輪を広げることで、みんなで優れた景観づくりを行っていきます。

< 景観づくりの取り組みの柱 >**景観の骨格づくり（土台・顔づくり）**

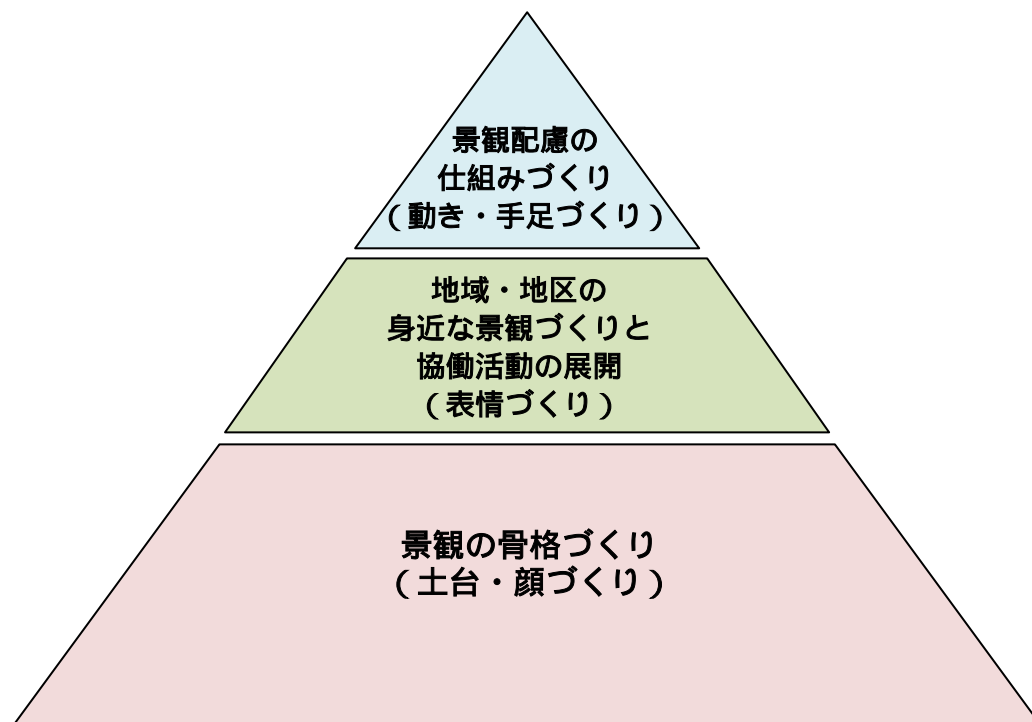
那覇市の景観形成においてその骨格を形成する景観要素・資源などを位置づけ、その共通認識を図り、各主体において、骨格を生かしていく景観づくりを進めていきます。

地域・地区の身近な景観づくりと協働活動の展開（表情づくり）

地域・地区といった身近なわがまちの景観づくりの基本的な考え方を示し、景観づくりのさまざまな活動に応じて市民・事業者・行政等が協働する景観づくりを行っていきます。

景観配慮の仕組みづくり（動き・手足づくり）

那覇市の景観づくりの考え方を実現するためには、事前に景観への配慮を促すことが大切です。それを担保していくため、景観法や条例等により、那覇市にふさわしい仕組みと制度を確立していきます。



第4章 景観計画の区域（法第8条第2項1号）

1. 景観計画区域の範囲並びに区分についての基本的な考え方

1-1 景観計画区域の範囲

これまでの那覇市都市景観条例においては、市域全域をその対象としてきました。

その景観施策を踏まえ、今後も市全域で良好な景観形成の推進が必要と捉え、景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は市全域とします。

景観計画区域（那覇市域全域）



1-2 基本的な区分の考え方

那覇市の景観の骨格を基盤的につくっているとみなされる要素や資源を「骨格的景観要素」と位置づけます。那覇市の場合は主に台地の斜面にある、ひとまとまりの樹林地や河川、海岸線、幹線道路などを指します。

地形やまちのまとまり、あるいは歴史的な集落地など、一定、類似的にまとまりが見られる地域・地区を「エリア」と位置づけます。

これらの基本的な考え方は、これまでの那覇市都市景観基本計画を踏襲しています。

2. 骨格的景観要素の設定

2-1 要素設定の考え方

骨格的景観要素とは、那覇市の景観を特徴づける地形や自然、歴史や都市施設及びそれらによって形づくられた景観要素を指し、「那覇らしさ」を代表的にあらわす場所であると位置づけて設定します。

ただし、ひとつのエリア内に含まれる場合は、それらの景観課題、景観形成方針などはエリアの重要な方針のひとつとして、エリア内においてまとめます。したがって、可能な限り、計画区域ごとの必要な事項（方針や行為の制限・基準等）の重複を避け一元的に分かり易くするため、骨格的景観要素を以下に分けることとします。（昭和61年9月策定的那覇市都市景観基本計画の「骨格的景観要素」を踏襲しながら設定。）

斜面樹林地

河川・海岸線（港湾水際線を含む）

骨格をつくる道路軸（モノレール軸・シンボルロード等を含む）

眺望景観（眺望点と視対象）

那覇市の景観は、自然景観、歴史文化景観、まちなみ景観、活動景観（生活風景）等で構成されているといえます。その中に眺望景観の対象になる（眺望点と視対象を有する）ものは幾つかあります。眺望景観は、これからも広く人々に親しまれていくべき景観であり、眺望景観の設定は、今後とも地域の人々と共に逐次設定していくべきであると考えています。

しかし、首里杜一帯の歴史的眺望点から見る歴史文化眺望景観は、那覇市の景観として保全することが重要であるにも係わらず、近年ますますその姿かたちを変えようとしています。首里杜一帯における歴史文化眺望景観に関わる眺望景観の位置づけと保全についての景観整備方針等を当計画で設定しておくこととします。



2 - 2 要素設定の基本的な方針

斜面樹林地・都市基幹公園

現在も比較的まとまって残る斜面樹林地で、地域・地区を区切るなどイメージアビリティが高い樹林地、または、歴史的に重要な意味を有する斜面樹林地（並びに比較的大規模な公園緑地）を骨格的景観要素とします。

河川・海岸線（港湾水際線を含む）

市域の西側に広がる海域と一体的な海岸線並びに市中を流れる河川等を骨格的景観要素とします。



首里金城町一帯



久茂地川



泊ふ頭



骨格的景観要素のうち
斜面樹林地、河川・海岸線など

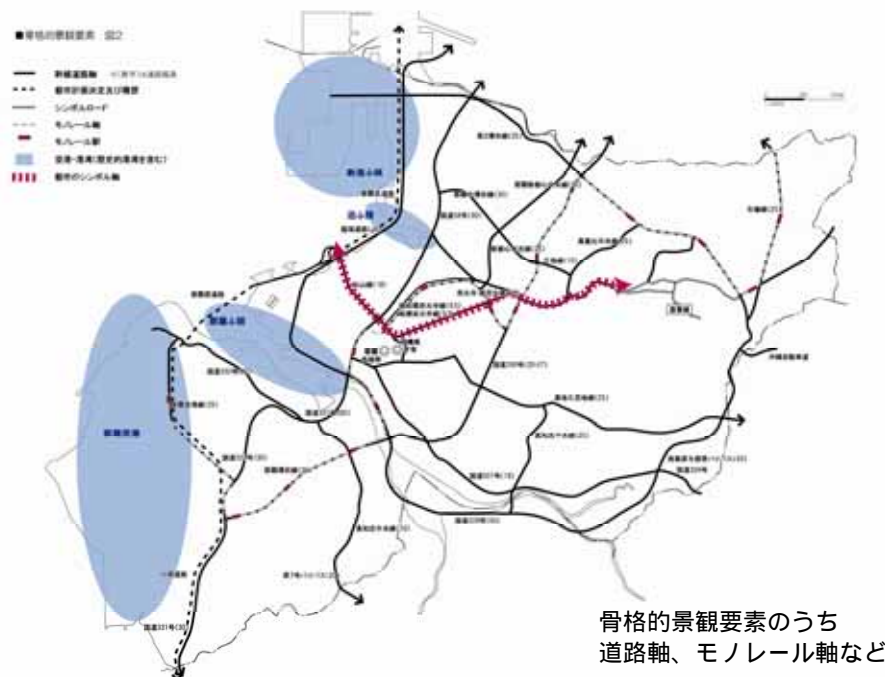
骨格をつくる道路軸（モノレール軸・シンボルロード等を含む）

以下の道路等を骨格的景観要素とします。

- ・那覇市の玄関口（空港・港湾）や市街地の風格のある景観をつくり、かつイメージアビリティが高い広域幹線など
- ・地域・地区の風格のある景観をつくり、かつイメージアビリティが高い幹線など
- ・地域・地区のシンボルとなる道路・歴史的に重要な道路など
- ・新しい視点場をつくる道路（モノレール軸とそれを含む道路）



モノレール：安里交差点



眺望景観（眺望点と視対象）

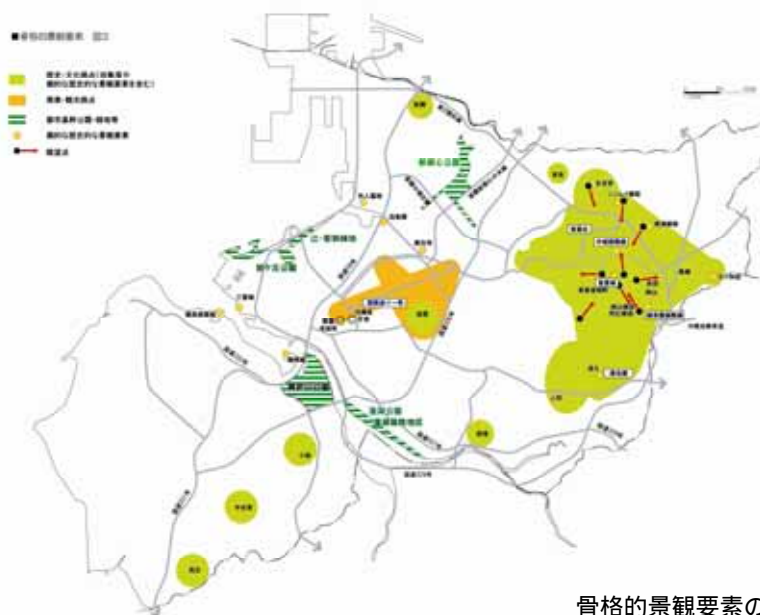
首里杜一帯の歴史的眺望点から見る歴史文化眺望景観を骨格的景観要素とします。
また、眺望点は原則的に公共空間であり、誰でも自由に利用できる場所から選択します。



末吉宮から首里城周辺を見る



ニシムイから首里城周辺を見る



骨格的景観要素のうち
歴史・文化拠点、眺望点など

2 - 3 骨格的景観要素の設定

以下の要素を骨格的景観要素とします。

斜面樹林地

類型	名称	備考
歴史的な緑・稜線 (スカイライン)	末吉公園一帯(ニシムイ御嶽の樹林を含む緑の骨格)	緑地全体。視被対象は末吉の森西端～ニシムイまでの稜線と樹林
	虎瀬公園一帯(緑の骨格)	公園周辺全体。視被対象は稜線と樹林
	弁ヶ岳公園一帯(弁ヶ嶽の樹林を含む緑の骨格・歴史的な祭祀の空間)	公園周辺全体。視被対象は稜線と樹林
	首里城公園一帯(首里城の骨格を形成する樹林)	公園周辺全体。視被対象は稜線と樹林
	首里崎山公園一帯(崎山御嶽・雨乞御嶽の樹林を含む緑の骨格・歴史的な祭祀の空間)	公園周辺全体。視被対象は稜線と樹林
歴史的港湾と一体的にあり象徴的な緑	天久緑地周辺の斜面樹林地	泊ふ頭を際立たせるシンボルとしての緑
	がじゃんびら公園一帯の斜面樹林地	那覇ふ頭一帯を際立たせるシンボルとしての緑・小祿地域を縁取る
地域の骨格を作る斜面樹林景	上間一帯の南斜面樹林地	識名台地を縁取る。視被対象は斜面樹林
	金城ダム両側(崎山・繁多川一帯)の斜面樹林景	首里台地南面及び繁多川の北面を縁取る
	森口公園一帯斜面緑地	小祿地域をがじゃんびらの斜面樹林と共に縁取る
その他の都市基幹公園		それぞれ一定の緑被率を有する樹林地

河川・海岸線(港湾水際線を含む)

<河川>

名称	支川等名称		範囲
安謝川	(末吉川)	汽水～真水	河口～末吉公園東端
安里川	(金城川)	汽水～真水	泊港～真地(内環状線)(金城ダムを含む)
	真嘉比川	真水	安里川合流点～首里山川町2丁目(県道28号線直下)(真嘉比遊水地を含む)
久茂地川	(久茂地川)	汽水	国場川合流点～安里川合流点
	ガープ川露出部	汽水～真水	久茂地川合流点～沖映通り樋川1丁目・農連市場付近～寄宮交差点
潮渡川		汽水	若狭河口～久茂地川合流点
国場川	(国場川)	汽水～真水	那覇ふ頭～上間・南風原町境界(漫湖を含む)

<海岸線>

名称	備考
泊・新港臨港地区水際線	
若狭公園水際線	
泊・新港臨港地区飛び地水際線	西海岸道路ゲートを含む
波の上海浜および旭ヶ丘公園水際線	
辻地区一帯の水際線	
那覇臨港地区水際線	人工海浜・三重城(歴史的遺産)を含む
那覇軍港水際線	御物城並びに屋良座森城(歴史的遺産)を含む
空港周辺水際線	

骨格をつくる道路軸（モノレール軌道・シンボルロード等を含む）

景観機能等	道路名称	範囲等
那覇市の玄関口（空港・港湾）や市街地の風格のある景観をつくるべき、かつイメージアビリティが高い広域幹線など	国道 58 号	明治橋～浦添市境界
	国道 329 号	国道 58 号交点～南風原町境界
	国道 507 号	国道 330 号交点～国道 329 号交点
	国道 330 号	国道 58 号交点～浦添市境界
	国道 331 号	明治橋～豊見城市境界
	国道 332 号	空港～国道 331 号交点
	西海岸道路 （那覇北道路）（那覇西道路）	トンネル部～浦添市境界（一部構想）
	沖縄自動車道入り口部	第二環状線交点～南風原町境界
	松山線	臨港道路交点～国道 58 号交点
	那覇空港線	国道 332 号交点～国道 331 号交点
	那覇空港自動車道 （小禄道路）	那覇空港～豊見城市境界
地域・地区の風格のある景観をつくり、かつイメージアビリティが高い幹線など	第二那覇環状線	臨港道路交点～真地久茂地線交点
	南風原与那原バイパス	第二環状線交点～国道 329 号交点
	臨港道路	国道 58 号～浦添市境界・新港
	那覇内環状線	国道 331 号交点～国道 329 号交点
	県道 7 号線	国道 331 号交点～県道 7 号バイパス交点
	県道 7 号バイパス	県道 7 号線交点～豊見城市境界
	真地久茂地線	開南線～第二那覇環状線交点
	開南線	県庁前線交点～真地久茂地線交点
	真和志中央線	国道 329 号～第二那覇環状線交点
	石嶺線	第二那覇環状線交点～松川石嶺線交点
	汀良西原線	第二那覇環状線交点～西原町境界
	国際通り線	県庁前線交点～又吉線交点
	那覇中環状線	国道 58 号交点～真和志中央線交点
	那覇新都心中央線	那覇中環状線交点～第二那覇環状線交点
新都心牧志線	那覇中環状線交点～御成橋崇元寺線交点	
地域・地区のシンボルとなる道路・歴史的に重要な道路など	首里シンボルロード	龍潭線（県道 40 号線）・首里城線・綾門大道
	又吉線	県道 40 号線
	松川石嶺線	県道 40 号線・県道 28 号線
新しい視点場をつくる道路など	沖縄都市モノレール	（道路名称番号 30～32 を除く） 那覇空港線・国道 331 号・那覇内環状線・ 国道 329 号・国道 58 号・国道 330 号・ 第二環状線・（石嶺線）・汀良翁長線
	旭橋崇元寺線	沖縄都市モノレールが通る道路
	御成橋崇元寺線	沖縄都市モノレールが通る道路
	崇元寺姫百合線	沖縄都市モノレールが通る道路



国際通り



モノレール：赤嶺駅近く

眺望景観

眺望点と視対象

	眺望点(～から)	視対象(～に対する)
歴史文化 眺望景観	末吉宮	<歴史的建造物>首里城 <歴史的・伝統的なまちなみ>首里杜一帯
	ニシムイ御嶽	<歴史的建造物>首里城 <歴史的・伝統的なまちなみ>首里杜一帯
	虎瀬公園一帯	<歴史的建造物>首里城 <歴史的・伝統的なまちなみ>首里杜
	首里城広福門広場	<歴史的な稜線と緑の景>末吉の森・ニシムイ・虎瀬の樹林と緑の稜線 <歴史的・伝統的なまちなみ>首里杜一帯
	首里城東のアザナ	<歴史的な稜線と緑の景>弁ヶ嶽一帯と緑の稜線 <歴史的・伝統的なまちなみ>首里杜一帯(首里三箇のまちなみ)
	崎山御嶽	<歴史的な稜線と緑>弁ヶ嶽と緑の稜線 <歴史的建造物>首里城 <歴史的・伝統的なまちなみ>首里杜一帯(首里三箇のまちなみ)
	首里城京の内	<歴史的な稜線と緑>崎山御嶽、雨乞御嶽一帯と緑の稜線
	繁多川公園	<歴史的・伝統的なまちなみ>首里金城町一帯
	首里城西のアザナ	<歴史的眺望点からのまちなみ>西の海を背景とした市街地



首里金城町一帯








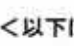



首里崎山町一帯と金城ダム



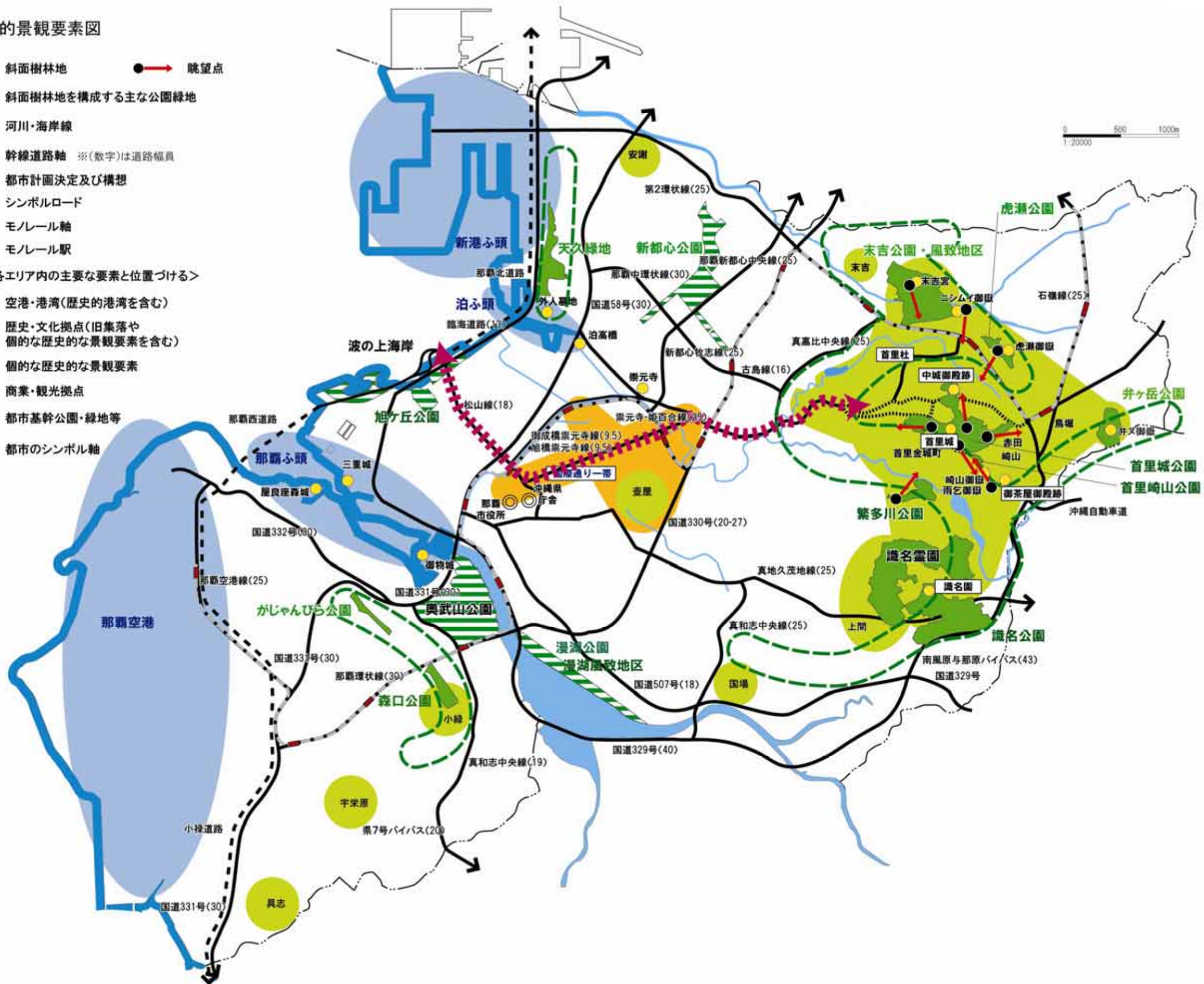
西のアザナから見た那覇のまち

■骨格的景観要素図

-  斜面樹林地
-  斜面樹林地を構成する主な公園緑地
-  河川・海岸線
-  幹線道路軸 ※(数字)は道路幅員
-  都市計画決定及び構想
-  シンボルロード
-  モノレール軸
-  モノレール駅
-  眺望点

<以下は各エリア内の主要な要素と位置づける>

-  空港・港湾(歴史的港湾を含む)
-  歴史・文化拠点(旧集落や個的な歴史的な景観要素を含む)
-  個的な歴史的な景観要素
-  商業・観光拠点
-  都市基幹公園・緑地等
-  都市のシンボル軸



眺望点と眺望景観



末吉宮から首里城及び首里杜一帯への眺望



ニシムイ御嶽から首里城及び首里杜一帯への眺望



虎瀬公園から首里城及び首里杜一帯への眺望



首里城広福門広場から首里杜一帯及び緑の稜線への眺望



首里城東のアザナから弁ヶ嶽、首里杜一帯及び緑の稜線への眺望



崎山御嶽から首里城及び首里三箇の街並みへの眺望



首里城京の内から崎山御嶽、雨乞御嶽一帯及び緑の稜線への眺望



繁多川公園から首里金城町一帯の街並みへの眺望



首里城西のアザナから西の海を背景とした市街地への眺望

3. 類型別景観エリアの設定

3-1 エリア設定の考え方

市域にはさまざまな景観要素・資源などがあり、またさまざまな土地利用がなされています。したがって市全域に一律の方針や行為の制限を定めることには無理があります。

昭和61年策定的那覇市都市景観基本計画では、都市計画に伴う用途地域・地区を基盤としつつ、景観として一体的と思われる区域をひとまとまりとして、即地的に「景観区」を設定しました。

しかし、

即地的な区分よりむしろ、地区計画などを含め、都市計画の用途等が基盤的に景観を支えていること

まちづくりの視点からは、都市マスタープランや緑の基本計画など、那覇市の上位・関連計画に基盤的に整合することが妥当であること

近年の都市構造の変化にはそぐわなくなっていること

などにより区分の仕方を見直す必要がでてきました。

また、面よりむしろ線（リニア）的な景観の骨格をつくる要素も、面的な区分とは別に設定することが妥当であるといえます。

したがって、これまでの即地的な「景観区」は、より都市計画（用途等）等になじむように新たな類型別「景観エリア」として再区分することにします。

景観エリアは、それぞれの区分の基盤を土地利用・土地用途としながら、概ね＜住居系＞＜歴史文化系＞＜商業系＞＜流通系＞＜業務系＞＜開発系＞に分け、そこにそれぞれの区域の特性を加え、細区分していくこととします。

首里杜一帯では、すでに「首里金城地区」並びに「龍潭通り沿線地区」の2つの地域が、那覇市都市景観条例に基づき「都市景観形成地域」に指定されており、これらの地域を歴史文化系の「重点地区」とし、今後とも、住民参加による継続的な協議を行い、意識の共有と地区の景観の保全・形成のためのルールの検討を行い、熟度に応じて見直しを含める景観計画への反映や、景観地区の指定等による都市計画との連携を図っていくこととします。

一方、壺屋も「壺屋地区」として那覇市都市景観条例に基づき「都市景観形成地域」に指定されており、同様に、歴史文化を有する商業系の「重点地区」とし、景観地区の指定等による都市計画との連携を図っていくこととします。

また、「重点地区」については、現在位置づけされている3地区にとどまらず、首里及び識名歴史エリア内などにおいて、地区住民との協働により、新たな「重点地区」の位置づけ及び「都市景観形成地域」指定等を図っていくこととします。



類型別エリア区分図
拡大図は57頁

3 - 2 類型別エリアの設定

< 類型別エリア区分 >

【住居系】

低層住居エリア

(低層住居エリア 1 = 首里北、 低層住居エリア 2 = 上間・仲井真・真地・国場)

市域北東部の末吉や首里、識名一帯は概ね低層の住宅地景観が展開しています(主として第一種低層住居専用地域)。それらの個性ある景観をひとつのエリアとして区分します。

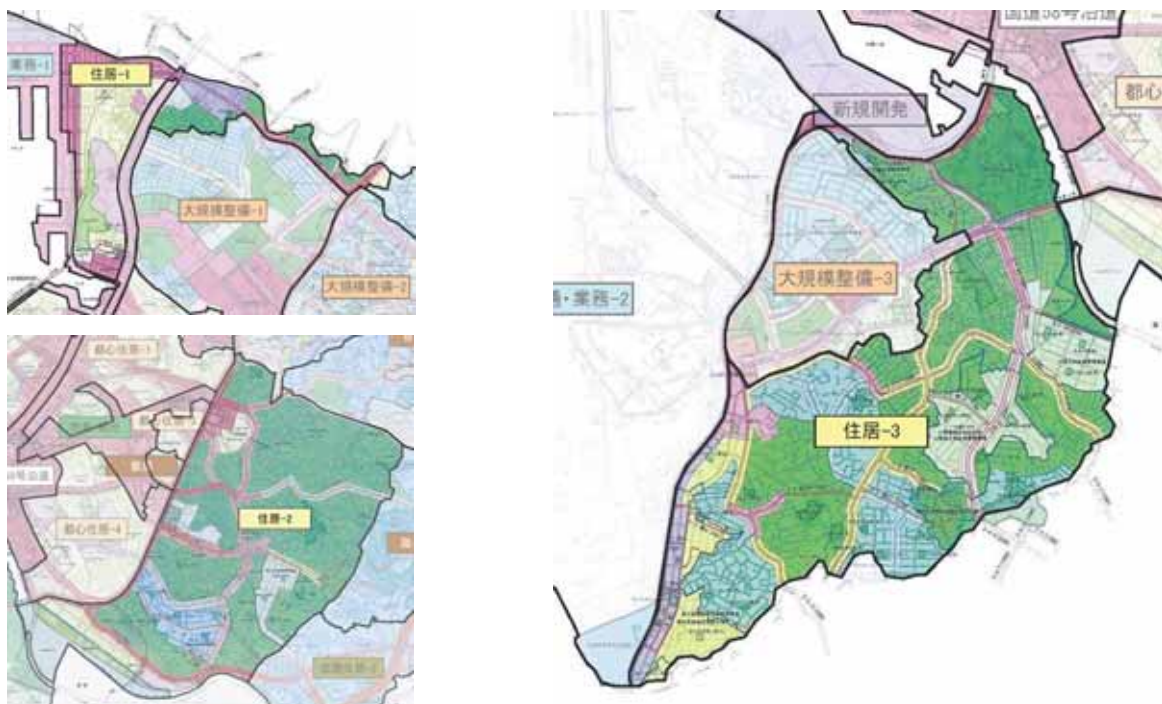


住居エリア

(住居エリア 1 = 那覇北・安謝川沿い、 住居エリア 2 = 真和志地区一部、

住居エリア 3 = 小禄地区一部)

姫百合通り(国道330号)から東の大道、三原、寄宮、与儀一帯また小禄の国道331号から東一帯は概ね中低層の住宅地景観が展開しています(主として第一種中高層住居専用地域)。一方、臨港道路と国道58号に挟まれた安謝地区一帯も概ね中低層の住宅地景観が展開しています(主として第一種住居地域)。それらの個性ある景観をひとつのエリアとして区分します。



都心住居エリア

- (都心住居エリア 1 = 国際通り以北・国道 58 号と新都心に囲まれた範囲、
- 都心住居エリア 2 = 国道 58 号以西、都心住居エリア 3 = 牧志・壺屋一帯、
- 都心住居エリア 4 = 松尾・泉崎・樋川・楚辺・壺川一帯)

西の港（臨港地区）と姫百合通り（国道 330 号）に挟まれた中心市街地は中高層の商業、業務、住居の混在した景観が展開しています。（主として第一種住居地域並びに商業地域）。それらの個性ある景観をひとつのエリアとして区分します。



【開発系】

大規模整備エリア

- (大規模整備エリア 1 = 那覇新都心)
- 大規模整備エリア 2 = 真嘉比・古島
- 大規模整備エリア 3 = 小禄金城)

那覇新都心、真嘉比古島、小禄金城地区等は大規模かつ計画的に整備された地区であり、住居・商業など複数の用途を含んだ那覇市の新しい市街地景観が展開しています。また地区計画地区が設定され、それぞれの地区において規制・誘導がなされています。それらの個性ある景観をひとつのエリアとして区分します。



新規開発エリア

- (新規開発エリア) = 那覇軍港)

那覇軍港は今後跡地利用が決定されます。今後優れた景観形成を図るべき地区と位置づけ、ひとつのエリアとして区分します。



【業務系】

国道58号沿道エリア

(国道58号沿道エリア)

= 国道58号沿道：安謝交差点～明治橋)

新港ふ頭～泊ふ頭～波之上～那覇ふ頭～那覇国際空港
 一帯は業務施設の景観が展開しています。それらの個性ある
 景観をひとつのエリアとして区分します。



【商業系】

商業・観光エリア

(商業・観光エリア) = 国際通り及び沖映通り一帯・
 平和通り界隈など)

中心市街地にありながら、国際通り、平和通り一帯は
 観光拠点・商業拠点としての特別の個性を有する景観が
 展開しています。それらの個性ある景観をひとつのエリア
 として区分します。



壺屋重点地区 = これまでの都市景観形成地域：壺屋地区

壺屋は現在市の条例により都市景観形成地域に指定さ
 れています。個性ある景観地域を景観形成の核と位置づけ、
 重点的な景観整備エリア = 重点地区として区分します。



【流通系】

沿岸エリア

(沿岸エリア = 泊ふ頭・若狭・辻・西・那覇ふ頭臨港地区一帯)

泊ふ頭や若狭、西、辻などは今後リニューアルされていきますが、基盤としては流通業務の景観が展開しています。これらをひとつのエリアとして区分します。



流通・業務エリア

(流通・業務エリア 1 = 新港ふ頭一帯、流通・業務エリア 2 = 那覇空港・自衛隊基地一帯)

新港ふ頭や那覇空港一帯は沖縄の玄関口であり、大規模な流通業務の景観を展開しています。これらをひとつのエリアとして区分します。



【歴史文化系】

識名歴史エリア

低層の住宅地域にあり、識名園は世界遺産に登録され、一帯には歴史の道などを含め歴史的伝統的な資源が残されています。また、世界遺産の緩衝地帯にふさわしい景観整備が求められています。歴史的な遺産の保全等を行うエリアとして区分します。

首里歴史エリア

低層の住宅地域にあり首里城の城下町であった首里台地（首里杜）一帯は、歴史的伝統的な景観を残しています。それらの個性ある歴史文化景観の保全・修景等を行うエリアとして区分します。なお、都市景観形成地域として指定されている＜首里金城地区＞＜龍潭通り沿線地区＞も首里歴史エリアに含まれます。

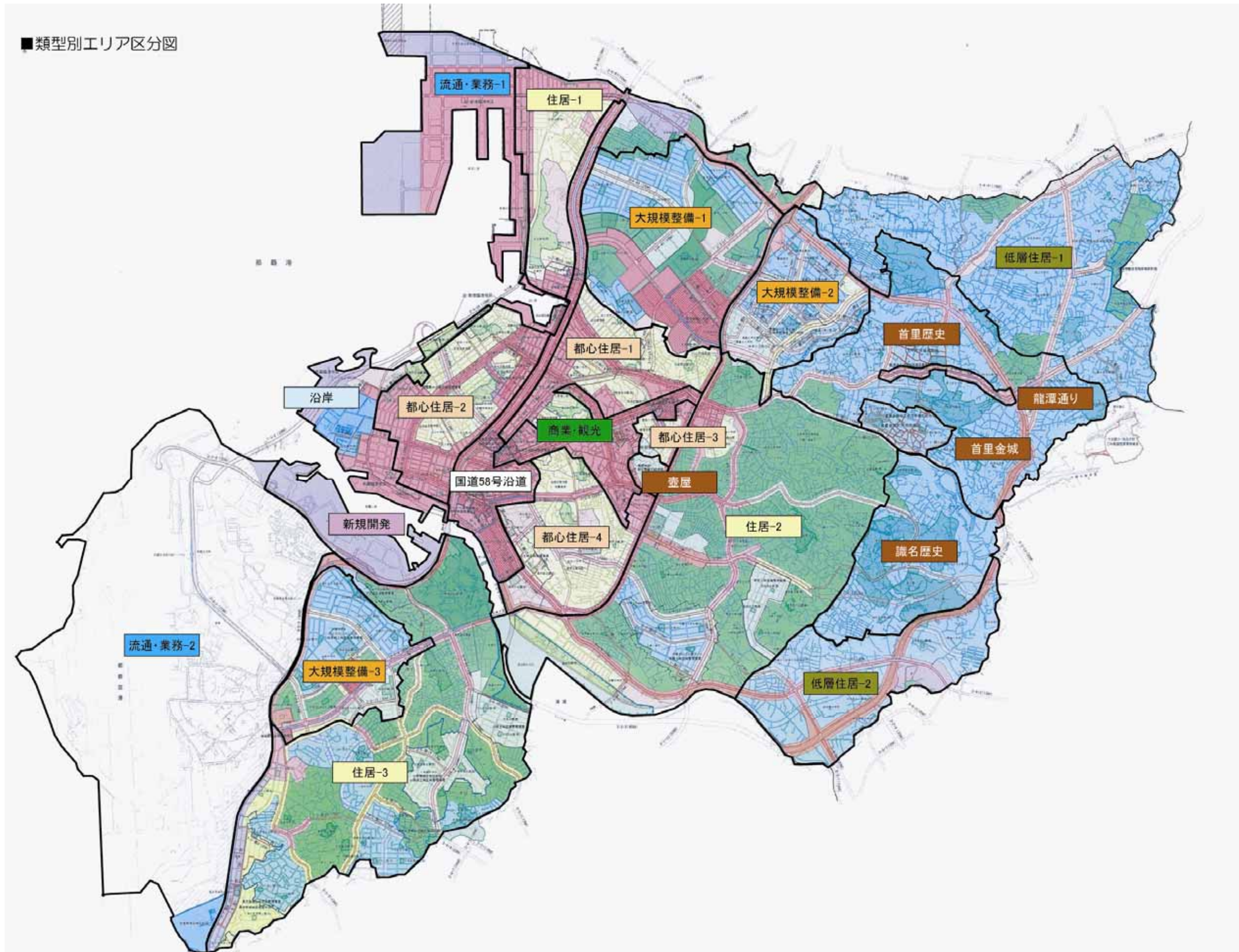
首里金城重点地区 = これまでの都市景観形成地域：首里金城地区

首里金城は現在市の条例により都市景観形成地域に指定されています。それらの個性ある景観地域を景観形成の核と位置づけ、重点的な景観整備エリア = 重点地区として区分します。

龍潭通り重点地区 = これまでの都市景観形成地域：龍潭通り沿線地区

龍潭通り沿線は現在市の条例により都市景観形成地域に指定されています。それらの個性ある景観地域を景観形成の核と位置づけ、重点的な景観整備エリア = 重点地区として区分します。





体系

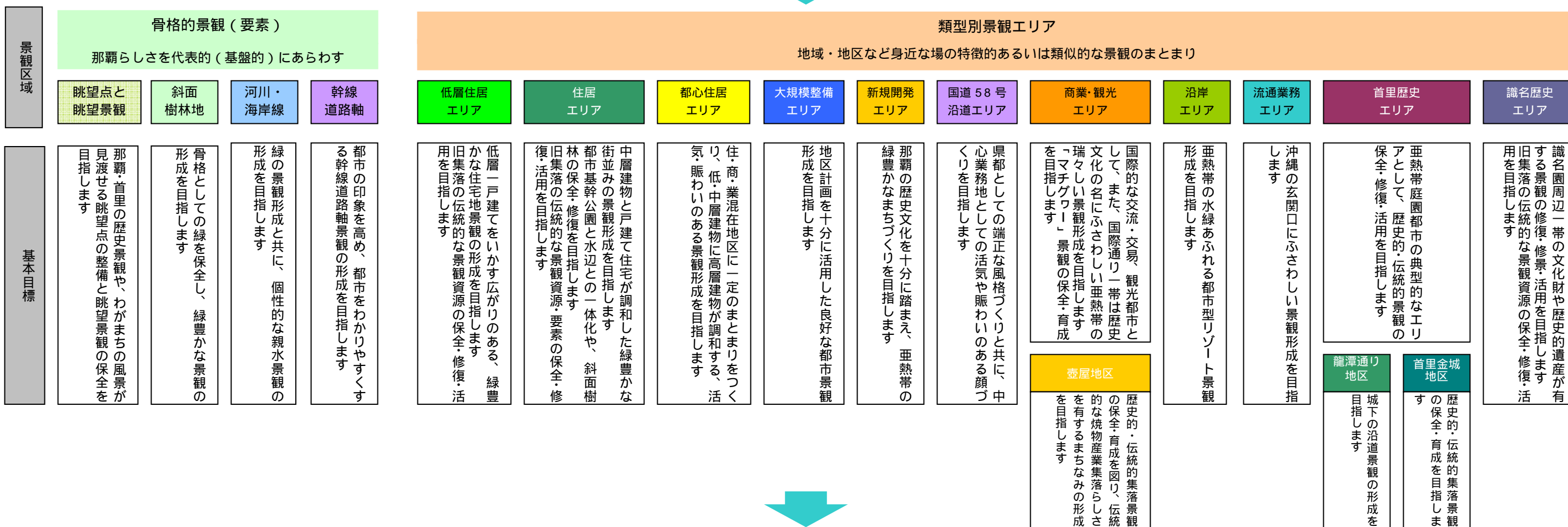
景観づくりの理念：みんなで継承、みんなで作る「亜熱帯庭園都市」なはの景観

<基本目標>

固有の風土（亜熱帯固有の水・緑・微地形変化など）をいかした景観をつくる	固有の歴史・文化（王都）を守り、いかす景観をつくる	国際的な交流・交易、観光都市機能を持つ県都として風格のある景観をつくる	地域の資源や生活文化などをいかした景観をつくる	市民との協働による景観づくりの活動を広げる
-------------------------------------	---------------------------	-------------------------------------	-------------------------	-----------------------

<景観づくりの取り組みの柱>

景観の骨格づくり	地域・地区の身近な景観づくりと協働活動の展開	景観配慮の仕組みづくり
----------	------------------------	-------------



区域における良好な景観形成に関する方針（骨格的景観並びに類型別エリアの目標及び景観形成方針）

市全域の大規模建築物等の行為の制限に関する事項（景観形成基準）

重点地区の行為の制限に関する事項（景観形成基準）

その他の事項： 屋外広告物制限 / 景観重要公共施設の整備・許可等に関する事項 / 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

第5章 区域における良好な景観形成に関する方針（法8条第2項第2号）

1. 骨格的景観形成の方針

先にまとめた、各々の景観特性と課題を踏まえて、骨格的景観づくりの方針を以下に定めます。

1 - 1 斜面樹林等、面的な緑

<基本目標>

- ・骨格としての 緑を保全し、緑豊かな景観の形成を目指します。

<全体方針>

斜面樹林など面的な緑は、公園緑地の緑と合わせて、那覇市の貴重な親水景観を生み出す貴重な緑地として保全します。

都市全体や地域・地区を縁取る緑の景観要素としてまもり、潤いのある景観形成を図ります。

<個別方針>

首里王府時代の歴史的な緑並びに稜線のスカイライン(末吉～ニシムイ～虎瀬～弁ヶ嶽～崎山～首里城公園一帯)の保全を図ります。

首里歴史エリアにおいては、緑の稜線のスカイラインを越える建物等の高さを制限します。

地域・地区を縁取り、メリハリをつくる崖地、海崖地など斜面地の緑は可能な限り保全します。

斜面樹林地にある住宅地等は、地形に馴染ませ、斜面の緑と調和した緑豊かな潤いのある景観形成を図ります。



末吉～ニシムイの緑の稜線

1 - 2 地域・地区の自然軸としての河川・那覇らしさを有する西向き海岸線

<基本目標>

- ・緑の景観形成と共に個性的な親水景観の形成を目指します。

<全体方針>

那覇市の特有な景観を構成する海や港湾水際線、河川などを「水の骨格軸」として保全し、親水景観の形成を図ります。

都市環境保全要素としての機能を強化させるとともに、自然生態系の重要な空間として保全を図ります。

水と緑のネットワークを強化することによって、一体的に水・緑豊かな景観形成を図ります。

自然（水・緑）と歴史・文化が融合し、人々が楽しく交流できる景観形成を図ります。

<個別方針>

<地域・地区の自然軸としての河川等>

河川の水質浄化と河川緑地の保全を図り、あわせて水生動物、野鳥の生息環境の保全・育成を図ります。

河川沿いの緑化によって緑豊かなオープンスペースを創出し、河川と緑が一体的な景観形成を図ります。

河川沿いの建築物等は、形態・色彩・素材ともに周辺の景観に調和させます。

河川沿いの建築物等は、連続する建築群の形態と色彩、スカイライン並びに緑との調和に配慮し、対岸から伸びやかで広がりのある眺望景観の確保に努めます。

那覇らしい個性のある護岸形態となるよう努めます。

橋梁等（河川や港湾を跨ぐ構造物）は、形態・色彩・素材ともに周辺の景観に調和させます。

橋梁等は、アイストップとして印象化されるように整備を図ると共に、河川の眺望景観を享受できるよう視点場や休憩空間として整備を図ります。

隣接市との両岸一帯となった水・緑景観の保全・修景・創出を図ります。

<那覇らしさを有する西向き海岸線>

埋め立てなどによって改変された海岸線や、新たに創出する水際線は、可能な限り柔らかく自然になじむ、人々にとって身近となるような景観形成に努めます。

那覇ふ頭・軍港一帯は、がじゃんびらの斜面樹林地の緑と海に調和する印象的な景観形成を図ります。

泊ふ頭・新港ふ頭一帯は、天久緑地の緑と海に調和する印象的な景観形成を図ります。



安里川と牧志・安里再開発



新港ふ頭と天久緑地一帯

1 - 3 地域・地区を貫く・区切る・つなぐ 幹線道路軸（モノレール軌道を含む）

<基本目標>

・都市の印象を高め、都市をわかりやすくする幹線道路軸景観の形成を目指します。

<全体方針>

地域・地区を貫く・区切る・つなぐ幹線道路軸は、各々の道や沿道の機能にあわせ、テーマ性を有した景観形成を図ります。

また可能な限り街路樹などで緑化・修景を図ります。

都市モノレールの各施設が、沿線の景観に調和するよう努めます。

<個別方針>

都市の玄関口や市域の骨格となる景観をつくる広域幹線等は、県都として印象の強い、端正で風格のある景観形成を図ります。

地域・地区に馴染む固有の景観をつくり、人々に親しまれる幹線等は、地域・地区の用途や特性等に応じて、「楽しい・賑わいのある」、「落ち着いた・安心感のある」、「きれいで分かりやすい」などのテーマにふさわしい景観形成を図ります。

幹線道路や地域・地区の主要道路の交差点は、地域・地区の用途や特性等に応じて、分かりやすく安全であることを基盤に、「象徴的な通りのゲート」や「印象的なアイストップ」、「信号待ちの人々へのさわやかな緑陰」となるなどのテーマにふさわしい景観形成を図ります。

地域・地区のシンボルとなる道路や歴史的に重要な道路等は、地域の個性を十分に表現した景観形成を図ります。

また世界遺産（首里城跡および識名園等）周辺の主要道路は、それら世界遺産と調和させた整備を図ります。

街路樹は原則として歴史性を感じさせる樹種を活用します。

沿道の看板類や、建物の色彩などを一定制御することなどによって、調和のとれた美しい景観形成を図ります。

モノレールから望まれる屋上や、屋根については、亜熱帯植物による屋上緑化や勾配屋根（赤瓦）などを用いることで、那覇らしい景観形成に努めます。

モノレール桁下は、可能な限り緑化・修景を図ります。

モノレールの沿線及び車体の広告物は、良好な景観となるよう規制・誘導します。



松山線：福州園前



龍潭通り

1 - 4 眺望点と眺望景観

<基本目標>

- ・ 那覇・首里の歴史景観や、わがまちの風景が見渡せる眺望点の整備と、眺望景観の保全を目指します。

<全体方針>

以下の景観を保全し、誰でも快適・安全に景観を見渡せる眺望点を整備します。

- ・ 首里杜一帯の歴史的眺望点からの眺望景観の保全

眺望点（～から）	視対象（～に対する）
末吉宮（眺望点）	首里城及び首里杜一帯
ニシムイ御嶽	首里城及び首里杜一帯
虎瀬公園	首里城及び首里杜一帯
首里城広福門広場	首里杜一帯及び緑の稜線
首里城東のアザナ	弁ヶ嶽、首里杜一帯及び緑の稜線
崎山御嶽	首里城及び首里三箇の街並み
首里城京の内	崎山御嶽、雨乞御嶽一帯及び緑の稜線
繁多川公園	首里金城町一帯の街並み
首里城西のアザナ	西の海を背景とした市街地

<個別方針>

首里杜（首里歴史エリアに相当）の眺望景観

- ・ 首里城内の眺望点の保全・整備ならびに眺望点から見渡せる首里杜一帯の歴史的な斜面樹林帯（スカイライン）を保全・育成します。
- ・ 眺望点からの、わがまちの眺望景観をできるだけ保全します。

首里城への眺望景観

- ・ 主要な歴史的眺望点の保全・整備ならびに眺望点から首里城への眺望景観を保全します。

首里金城町一帯の眺望景観

- ・ 主要な歴史的眺望点（識名坂：現在の繁多川公園入り口付近）の保全・整備ならびに眺望点から金城町の眺望景観を保全します。

建築物等の配置・形態・意匠

- ・ 眺望点から見渡せる建築物等や広告物は、眺望景観の妨げにならないような形態意匠や掲出の方法を考慮します。



儀保駅から首里城をみる

2. 類型別エリアの景観形成の方針

2-1 全エリア共通の方針

水や亜熱帯の緑豊かで潤いのある個性的な街並みの景観形成を図ります。また、歩いて楽しい街並み景観の形成を図ります。

歴史的・文化的な資源やその資源と一体となる景観の保全・修景・活用を図ります。

老木や巨木など、土地の記憶となる地域の景観資源の保全・修景・活用を図ります。

伝統的集落は沖縄の住宅地らしさを有する景観として保全・修景・活用し、また沖縄の集落構造を生かした人に優しい、親しみのある「スージグワー」の景観形成を図ります。

都市計画に関する基本的な方針を踏まえ、エリアにふさわしい建物高さ、形態意匠、色彩等とするための誘導・規制をします。

敷地や建物の緑化を図ります。

建築物や工作物(塀や擁壁など)に那覇らしさを有する素材の活用を図ります。

庇や軒、開口部などは、建築物と一帯となったデザインとすると共に、敷き際もきめ細かな表情をつくることによって、全体に調和する街並み景観の形成に努めます。

各エリアにふさわしい屋外広告物とするための誘導・規制をします。

大規模整備エリアと接する敷地においては、街並みの連続性に配慮します。

地域住民との協働の景観形成を図ります。



緑あふれる「スージグワー」



公開空地とオープンカフェ：旭橋再開発

* (用語) 歴史的・文化的な資源 = 文化財をはじめとする御嶽・拝所・樋川等、並びに生活文化等、地域・地区において重要かつ継承されてきた資源についての総称

* (用語) 敷き際 = 敷地と敷地の境界。「きわ」。ここでは敷地あるいは建物と道路が接する一帯を指す。

敷き際は庇の奥行き部分の壁面後退で生み出されたわずかの(敷地側)空間と、コンクリート蓋の側溝、狭い歩道、根の浮いた街路樹(街路空間)などで構成されていることが多く、狭い空間に劣化しつつある多様な素材等が混じりあい、景観としては良好でない様相を呈しているものを往々にして試みることができる。

2 - 2 エリア別の方針

(1) 低層住居エリア

(低層住居エリア 1 = 首里北、低層住居エリア 2 = 上間・仲井真・真地・国場)

< 景観整備の目標 >

- ・低層一戸建てを活かす広がりのある、緑豊かな住宅地景観の形成を目指します。
- ・旧集落の伝統的な景観資源の保全・修復・活用を目指します。

< 全体方針 >

団地等の中高層の建物群と周辺の低層住宅との見せる景観が、一体的に調和する景観形成を図ります。

風情のある「スージグワー」の活用によるコミュニティ道路を形成し、歩いて楽しく、変化のある景観形成を図ります。

< 個別方針 >

末吉や国場の旧集落は、沖縄の典型的な集落街路構造をいかした人に優しい花・緑豊かな景観形成を図ります。また、伝統的な石垣などの保全・再生を図ります。

中高層建築群を形成する場合は、そのスカイラインは低層住宅群のつくるスカイラインに緩やかに馴染ませるよう配慮する、または植栽によって強調ラインを緩衝します。



上間一帯



首里石嶺町“御殿山”一帯

* (用語) 沖縄の典型的な集落街路構造 = 東西に長い街路を南北道が繋ぐ長方形の区画をもつ街路構造のひとつ。

(2) 住居エリア

(住居エリア 1 = 那覇北・安謝川沿い、住居エリア 2 = 真和志地区一部、
住居エリア 3 = 小禄地区一部)

< 景観整備の目標 >

- ・ 中層建物と戸建て住宅が調和した緑豊かな街並みの景観形成を目指します。
- ・ 都市基幹公園と水辺との一体化や、斜面樹木の保全・修復を目指します。
- ・ 旧集落の伝統的な景観資源・要素の保全・修復・活用を目指します。

< 全体方針 >

商業・業務機能等の用途の混在を抑制し、戸建て住宅との調和に努めます。

< 個別方針 >

奥武山公園は国場川の水辺と一体的な緑の空間の維持、創出を図ります。また、都心へのゲートとして国道 331 号に隣接する空間を印象深い緑などとして修景を図ります。

(住居エリア 3)

漫湖公園は国場川の水辺と一体的な緑の空間の保全育成を図ります。また、ヒルギ林との連続的な緑の調和に配慮すると共に、野鳥の飛来する干潟（漫湖）の緩衝林として適切な保全・育成を図ります。

(住居エリア 2 住居エリア 3)

森口公園は区域を明確にする斜面緑地であり、那覇のまちからはよく視認される緑の稜線として保全・育成を図ります。(住居エリア 3)

安謝や小禄、宇栄原、具志の旧集落は、「スージグラー」の敷き際の緑化・生垣、石垣づくりや赤瓦の活用などによる景観整備を図ります。また、「歩いて回れる地区」としてのコミュニティ道路等の景観整備を図ります。

(住居エリア 1 住居エリア 3)

栄町市場一带は、那覇のマチグラーの雰囲気を守りつつ、市場一带のアーケード街の再整備などを初めとする下町の活気・賑わいのある景観整備を図ります。(住居エリア 2)



国場川：壺川・奥武山



栄町市場

(3) 都心住居エリア

(都心住居エリア 1 = 国際通り以北、国道 58 号と新都心に囲まれた範囲、
 都心住居エリア 2 = 国道 58 号以西、都心住居エリア 3 = 牧志・壺屋一帯、
 都心住居エリア 4 = 松尾・泉崎・樋川・楚辺・壺川一帯)

< 景観整備の目標 >

・住・商・業の混在地区に一定のまとまりをつくり、低・中層建築物と高層建築物が調和する、活気・賑わいのある景観形成を目指します。

< 全体方針 >

エリア内の都市河川空間との一体化によって確保されるオープンスペースを活かした水・緑豊かな街並み景観の形成を図ります。

微地形と平坦地（埋立地）という特性を活かした賑わい空間・沿道景観の形成を図ります。

接する建物との連続性に配慮したファサードの形成に努めます。



くにんだなかみち



松山の住宅地

(4) 大規模整備エリア

(大規模整備エリア 1 = 那覇新都心、大規模整備エリア 2 = 真嘉比・古島、
大規模整備エリア 3 = 小禄金城)

< 景観整備の目標 >

・地区計画を十分に活用した良好な都市景観形成を目指します。

< 全体方針 >

主として住居系の地域においては緑化修景等による潤いのある景観づくり、商業系の地域においては、活気・賑わいのある空間作りに努めます。

建物の後退によって生み出された空間は、道路側に積極的に見せるよう緑化し、緑化された後退部分と道路空間が一体化した緑豊かな沿道景観の形成を図ります。

< 個別方針 >

新都心公園は、連続する黄金森公園や銘苅古墓群等とともに、那覇新都心地区における緑深く、憩いの場として保全・育成を図ります。(大規模整備エリア 1)

がじゃんびら公園は区域を明確にする斜面緑地であり、中心市街地からはよく視認される緑の稜線として保全・育成を図ります。(大規模整備エリア 3)

那覇新都心地区一帯の商業地は地域の商業核であり、また「新しい那覇市の顔」のひとつとして、緑豊かな広々とした空間を維持しつつ、さらなる賑わい・活気のある空間形成を図ります。(大規模整備エリア 1)

小禄金城、モノレール小禄駅一帯の商業地は小禄地域の商業核として、緑豊かな広々とした空間を維持しつつ、さらなる賑わい・活気のある空間形成を図ります。(大規模整備エリア 3)

真嘉比・古島地区一帯は、緑豊かでゆとりある良好な低層住宅地の形成を中心とした空間形成を図ります。(大規模整備エリア 2)



那覇新都心地区：おもろまち



真嘉比・古島地区：古島の住宅



小禄金城地区：金城の商業地区

(5) 新規開発エリア

(新規開発エリア) = 那覇軍港

< 景観整備の目標 >

- ・那覇の歴史文化を十分に踏まえ、亜熱帯の緑豊かなまちづくりを目指します。

< 全体方針 >

海・空からの視点にも配慮したウォーターフロント景観の形成に努めます。

那覇市のゲート、ウォーターフロントとしてふさわしい形態・意匠を考慮します。

地域の歴史的遺産やかつての集落資源等の保全・修復・修景・活用を図り、目新しい景観づくりだけでなく、歴史性・地域性を有した景観、加えて亜熱帯の緑豊かなまちづくりなど特徴のあるまちなみ形成を図ります。

< 個別方針 >

屋良座森城や御物城など歴史的な遺産の保全・修復・修景を図ることで、歴史的な港湾にふさわしい景観形成を図ります。



御物城とがじゃんびら

(6) 国道 58 号沿道エリア

(国道 58 号沿道エリア) = 国道 58 号沿道：安謝交差点～明治橋

< 景観整備の目標 >

- ・県都としての端正な風格づくりと共に、中心業務地としての活気や賑わいのある顔づくりを目指します。

< 全体方針 >

県都さらには中心市街地・業務地の顔となるような、「風格とシンボル性」をそなえたメインストリートの景観形成を図ります。

拠点業務地として、街並みの連続性に配慮した、歩いて気持ちの良い景観形成を図ります。

都市河川空間との一体化によって確保される、オープンスペースを活かした水・緑豊かな街並み景観の形成を図ります。

< 個別方針 >

可能な限りポケットパークなど、道を歩く人々のオアシスともなる空間の確保に努めます。

後退空地などにおいては、風格のある緑を街路樹と一体的に植栽することなどで豊かな緑景観の形成を図ります。

(7) 商業・観光エリア

(商業・観光エリア = 国際通り及び沖映通り一帯・平和通り界隈など)

< 景観整備の目標 >

- ・国際的な交易・観光都市として、また、国際通り一帯は、歴史・文化の名にふさわしい亜熱帯の瑞々しい景観形成を目指します。
- ・「マチグラー」景観の保全・育成を目指します。

< 全体方針 >

拠点となる商業地として、街並みの連続性に配慮し、小路（パラダイス通り他）を活用する等、限界性のある商業空間を形成し、歩いて楽しい街並み景観の形成を図ります。

建物低層部は、商業・業務施設で構成し、賑わいのある景観形成を図ります。

シンボルとなる街路樹の選択や、店先の植栽スペース確保、あるいはプランターの設置等、道路と一体となった空地の緑化や壁面・窓際の緑化の推進により、潤いのある景観の形成を図ります。

< 個別方針 >

国際通りや沖映通り、平和通り等主な商店通りの背面にあたる場所などは、宅地内緑化・生垣、石垣づくりなど、沖縄の個性的な街並みデザインの推進・整備を図ります。併せて、緑ヶ丘公園の景観に配慮します。

商店街通りの交差点部分では、商店の空間と一体的な景観整備に努め、活気・賑わい・休憩など通りにふさわしいコーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、緑化などにより、魅力ある街角の景観形成を図ります。

(8) 壺屋重点地区

(壺屋重点地区 = 壺屋地区都市景観形成地域)

< 景観整備の目標 >

- ・歴史的・伝統的集落景観の保全・育成を図り、伝統的な窯業の集落らしさを有する街並みの形成を目指します
- ・「スージグラー」一帯は、残された沿道石垣等を保全・修復し、屋敷内植栽や生垣の創出、石垣修景植栽・擁壁・法面緑化等を行うことで、花・緑豊かな潤いのある景観形成を図ります。



壺屋の「スージグラー」

(9) 沿岸エリア

(**沿岸エリア** = 泊ふ頭・若狭・辻・西・那覇ふ頭臨港地区一帯)

< 景観整備の目標 >

- ・亜熱帯の水緑あふれる都市型リゾート景観形成を目指します。

< 全体方針 >

海・空からも見えやすい当沿岸エリアは、それらの視点にも配慮したウォーターフロント景観の形成に努めます。

道も「庭園」と位置づけ、道路と敷地の一体的・連続的な空間構成の形成に努め、花・緑豊かなリゾート景観の形成を図ります。

敷地の大きさを活かし、ブロックごとに連続する美しく修景された沿道建物と街路との一体的な景観形成を図ります。

敷地内は、十分なオープンスペースの確保に努めます。また、緑化をさらに推進し、落ち着きと親しみ・亜熱帯庭園らしさの感じられる景観形成に努めます。



波の上ビーチ

< 個別方針 >

- ・旭ヶ丘公園は隣接する辻・若狭緑地と共に緑豊かな水際線の形成を図ります。また、海辺へアクセスしやすい護岸構造等に配慮します。また、波之上の海崖植物（モンパノキ、クサトベラなど）及び歴史的な空間の保全を図ります。

(10) 流通・業務エリア

(**流通・業務エリア 1** = 那覇新港一帯、**流通・業務エリア 2** = 那覇空港・自衛隊基地一帯)

< 景観整備の目標 >

- ・沖縄の玄関口にふさわしい景観形成を目指します。

< 全体方針 >

海・空からも見えやすい当流通・業務エリアは、それらの視点にも配慮したウォーターフロント景観の形成に努めます。

周辺街並み景観と一体的に亜熱帯の海や緑の豊かさを感じさせる沖縄全体のゲートとなる景観の形成を図ります。

巨大施設等は、周辺の景観と調和し圧迫感を与えないよう位置や形態を配慮します。

< 個別方針 >

緑地や街路などでは、潮風などの環境圧に馴染む樹種の選択等によって臨海らしい緑景観の形成を図ります。(**流通・業務エリア 1** **流通・業務エリア 2**)

自衛隊基地については、境界部の緑化・修景を図ります。また、モノレール車窓からの眺望に配慮した景観の形成に努めます。(**流通・業務エリア 2**)

(11) 識名歴史エリア

<景観整備の目標>

- ・ 識名園周辺一帯の文化財や歴史的遺産が有する景観の修復・修景・活用を目指します。
- ・ 旧集落の伝統的な景観資源の保全・修復・活用を目指します。

<全体方針>

識名園周辺一帯は、世界遺産の緩衝地帯として、歴史的・文化的遺産の保全・修景・活用を図ります。地域の個性を生かした歴史・文化にふさわしい住宅地景観の形成を図ります。

<個別方針>

上間や識名の集落は、樋川や御嶽の杜、歴史の道などの歴史的・伝統的資源、地域資源の保全・修景・活用整備を図り、あわせて沖縄の住宅地らしさを有する景観形成を図ります。

識名園は、内部の庭から識名御殿を望んだ場合、その背景に突出する建築物や工作物等(鉄塔など)が設けられないよう誘導・規制を図ります。あわせて「勸耕台」の有する景観をいかすよう配慮します。

広大な墓地群一帯の街路沿景観を歴史エリア、世界遺産の緩衝地帯にふさわしく調和させるよう配慮します。



上間集落の石垣



識名園

* 「勸耕台」の有する景観をいかす = 勸耕台(かんこうだい)とは、識名園内にある沖縄本島南部地域を見渡すことの出来る展望所で、海が全く見えない大陸的な景色を見ることが出来ます。中国からきた冊封使をここへ案内し、琉球が決して小さな国土ではないことを訴えたと思われ(園内表示板参考)。その景観をいかすこと。

(12) 首里歴史エリア

< 景観整備の目標 >

・亜熱帯庭園都市の典型的なエリアとして、歴史的・伝統的景観の保全・修景・活用を目指します。

< 全体方針 >

首里城をはじめとする世界遺産及びその緩衝地帯、文化財・歴史的遺産の集積地、歴史的な風情を残す緑豊かな城下の街並みとして、その景観の保全・修景・活用を図ります。

建物や街路などは、首里城や首里三箇などの歴史的な集落、樋川や御嶽の杜などの歴史的・伝統的景観資源などに調和した形態や意匠とします。また、赤瓦や石垣など地域の個性を生かした緑豊かな低層住宅地の景観形成を図ります。

「スージグワー」の保全・修復を図ります。

歴史的な首里の骨格となる緑の稜線の保全にあわせ、それらの眺望景観の保全及び眺望点の整備を図ります。

建築等の高さは、首里の骨格となる緑の稜線が、首里城内の主要眺望点から視認できるよう配慮します。



屋根シーサー



崎山公園（崎山馬場通り）のせせらぎ



寒川緑地



崎山馬場通り

(13) 首里金城重点地区

(首里金城重点地区 = 首里金城地区都市景観形成地域)

<景観整備の目標>

- ・歴史的・伝統的集落景観の保全・育成を目指します。

<全体方針>

首里金城町が有する集落景観の保全・育成を図ります。

一体としてある御嶽・拝所・樋川などの歴史的・伝統的資源とそれを取り巻く緑などを保全・育成し、個性豊かな住宅地としての景観形成を図ります。

石垣、石畳道、「スージグワー」の保全・修復・修景を図ります。



首里金城町内

(14) 龍潭通り重点地区

(龍潭通り重点地区 = 龍潭通り沿線地区都市景観形成地域)

<景観整備の目標>

- ・城下の沿道景観の形成を目指します。

<全体方針>

歴史的・伝統的な通りとして沿道の街並みを再構成することで、「首里城下の沿道景観」の形成を図ります。

一体としてある御嶽・拝所・樋川などの歴史的・伝統的資源と、それを取り巻く緑などを保全・育成し、個性豊かな景観形成を図ります。



龍潭通り

第6章 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号）

景観法第8条第2項第3号に規定する良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定めます。

1. 景観形成基準

1-1 建築物及び工作物

景観形成基準（建築物及び工作物）		
エリア共通	位置等	<p>建物の配置や規模は、地域の特性や周辺の景観との調和に配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 微地形に調和する配置に配慮します。 ・ 公共の場所（道路、公園、河川など）から、可能な限り建物壁面の後退に努め、公共空間や歩行者に圧迫感をあたえないように配慮します。 ・ 樹林地沿いでは、自然な緑を活かした配置や規模に努め、公共性の高い場所からの見え方（緑の稜線と調和）に配慮します。 ・ 自走式立体駐車場は、公共の場所（道路、公園、河川など）から、望見できない位置に設けるよう努めます。 ・ 駐車場出入口は集約化し、街並みの連続性や安全性に配慮します。 <p>歴史的・文化的な資源に配慮した位置とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視点場からの眺望景観をできるだけ阻害しないように、建物の配置に配慮します。 ・ 歴史的・文化的な資源から後退するなど、ゆとりのある空間構成に努めます。
	形態意匠	<p>都市に統一感を与える色彩とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物及び工作物の外観における基調となる色は、コーラルホワイトを中心とした暖かみのある淡い色（別表）とする。 <p>周辺の景観と調和した形態意匠とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹林地沿いでは、勾配屋根など地形や緑と融和した形態意匠に配慮します。 ・ 視点場からの眺望景観をできるだけ阻害しないように、形態意匠や設備等の修景などに配慮します。 ・ モノレール沿線では、長大な外壁は分節化するなど、モノレール車窓から主要な緑や首里城が見えるように配慮をします。 ・ モノレール沿線では、モノレール車窓からの見え方にも配慮します（調和する形態・色彩、壁面・屋上・ベランダの緑化、勾配屋根など）。 ・ 河川沿いでは、対岸から見て伸びやかで広がりのある眺望景観を確保するために、スカイラインや緑と調和する形態意匠に配慮します。 ・ 自走式立体駐車場は、道路・敷地境界沿いへのルーバー等の設置や樹木、生垣等の植栽で、構造物の過半が直接露出しない修景に努めます。 ・ 屋外設備（ゴミ置場、物干し施設を含む）は、露出させないようにします。やむを得ず露出させる場合は、公共空間から見えにくい配置、または建築物と一体的にデザインするなど、景観に配慮するよう努めます。

エリア共通	素材	<p>周辺景観と調和した素材を使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸透性のある舗装材の利用に努めます。 ・耐久性や維持管理に優れた素材を用いるよう努めます。 ・修景された歩道沿いでは、外構の舗装と歩道との連続性に配慮します。 ・樹林地沿いでは、外壁に自然素材を使用する、あるいは壁面や屋上の緑化など、周囲の緑との融和に努めます。 <p>歴史・文化や地域性を表す形態・意匠・素材等を積極的に活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化や地域性をあらかず素材（赤瓦、琉球石灰岩、焼き物等）の効果的な活用に努めます。
	緑化等	<p>敷地内・境界・壁面・屋上の緑化など、周辺景観と調和した修景をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内、特に道路からの建物壁面後退部においては、積極的に緑化に努めます。 ・屋外駐車場は、高木の植栽による緑陰づくり等、積極的に緑化（緑陰樹、パーゴラ、芝ブロック等）に努めます。 ・河川や海に面した敷地においては、河川や海辺の緑と一体的な緑化に努めます。 ・敷地内の既存のまとまった緑地や老木等景観資源の活用に努めます。 <p>塀等は、修景に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀・柵等は、低く抑えるように努めます。 ・沿道の塀・柵等は、生垣や緑化、可視性の高いフェンス等の使用に努めます。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立たないよう工夫します。 ・擁壁は、自然石（琉球石灰岩など）の使用や、化粧型枠による仕上げを行い、あわせて周辺の緑化に努めます。 ・高い擁壁は、勾配を持たせる、あるいは雑段状に分節化するなど、圧迫感を軽減させます。
首里歴史エリア・識名歴史エリア		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、歴史的景観を創出するため、勾配屋根・赤瓦葺とするよう努めます。 ・囲い石垣は、伝統的な琉球石灰岩の使用など、沖縄の歴史・伝統的な修景に努めます。 ・その他の垣・柵は、生垣やチニブ（竹）垣など伝統的な様式を活かします。 ・歴史的・伝統的な景観を際立たせるため、さらなる緑化を推進します。
首里歴史エリア		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の最高高さは 15m 以下とします。 用途地域で高さ規制のない地域
首里金城重点地区 龍潭通り重点地区 壺屋重点地区		<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画における景観形成基準（全エリア共通、並びに首里金城地区及び龍潭通り地区においては首里歴史エリア）を適用します。

建築物の最高高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項）からの高さとする。

首里金城重点地区、龍潭通り重点地区及び壺屋重点地区においては、那覇市都市景観条例によって、都市景観形成地域の景観形成基準が適用されます。

別表（建築物及び工作物の外観における基調となる色：那覇市タウンカラースタンダードを基本とする）
 低層住居エリア、住居エリア、都心住居エリア（壺屋重点地区を除く）、
 識名歴史エリア、大規模整備エリア、商業・観光エリア、国道58号沿道エリア、
 首里歴史エリア（首里金城重点地区及び龍潭通り重点地区を除く）

地域	建物規模	基調色	マンセル表色系			
			色相	明度	彩度	その他
住居系地域 風致地区	中高層建築物 (4階建以上)	基調色2	色相	7.5R~5Y	YR系	N
			明度	7.5以上	7.5以上	7.5以上
			彩度	2以下	3以下	
	低層建築物 (3階建まで)	基調色2	色相	7.5R~5Y	YR系	N
			明度	7.5以上	7.5以上	7.5以上
			彩度	2以下	3以下	
	基調色5	色相	その他			
		明度	8以上			
		彩度	1以下			
商業系地域	中高層建築物 (4階建以上)	基調色2	色相	7.5R~5Y	YR系	N
			明度	7.5以上	7.5以上	7.5以上
			彩度	2以下	3以下	
	低層建築物 (3階建まで)	基調色2	色相	7.5R~5Y	YR系	N
			明度	7.5以上	7.5以上	7.5以上
			彩度	2以下	3以下	
	基調色5	色相	その他			
		明度	8以上			
		彩度	1以下			

1. 基調色とは、建築物及び工作物の外観において、最も大きな面積を占める色をいう。
2. この表において、住居系地域とは、都市計画法第8条第1項に基づく用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。
3. この表において、商業系地域とは、都市計画法第7条第3項の市街化調整区域、並びに都市計画法第8条第1項に基づく用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。
4. 工作物において、高さ10mまでの部分は低層建築物、高さが10mを超える部分は中高層建築物とみなす。

首里金城重点地区、龍潭通り重点地区及び壺屋重点地区

地域	基調色	マンセル表色系			
		色相	2.5YR～5Y	YR系	N
首里金城重点地区	基調色 3	色相	2.5YR～5Y	YR系	N
		明度	7以上	7以上	7以上
		彩度	2以下	3以下	
壺屋重点地区	基調色 3	色相	2.5YR～5Y	YR系	N
		明度	7以上	7以上	7以上
		彩度	2以下	3以下	
龍潭通り重点地区	ベージュ系 アイボリー系	色相	5YR～5Y		N
		明度	7.5以上		8以上
		彩度	2以下		

沿岸エリア、流通・業務エリア、新規開発エリア

用途	基調色	マンセル表色系			
		色相	7.5R～5Y	YR系	N
レクリエーション系用途 及びその他の用途	基調色 1	色相	7.5R～5Y	YR系	N
		明度	8以上	8以上	8以上
		彩度	2以下	3以下	
物流系用途	基調色 1	色相	7.5R～5Y	YR系	N
		明度	8以上	8以上	8以上
		彩度	2以下	3以下	
	基調色 5	色相	その他		
		明度	8以上		
		彩度	1以下		

1. この表において、レクリエーション系施設とは、ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ホテル及びこれらに類する施設をいう。

2. この表において、物流系施設とは、倉庫、物流センター及びこれらに類する施設をいう。

色彩について

色は、「色相」「明度」「彩度」の三つの属性に分けることができます。これを数字やアルファベットの記号で表示するのはマンセルシステムです。

色相

赤、青、黄などの色味を指す。10の色名に分け、それぞれ頭文字で表す（例：GY=グリーンイエロー=黄緑）。さらにそれぞれの色を数字で10段階に分割し、数字と頭文字を組み合わせる。

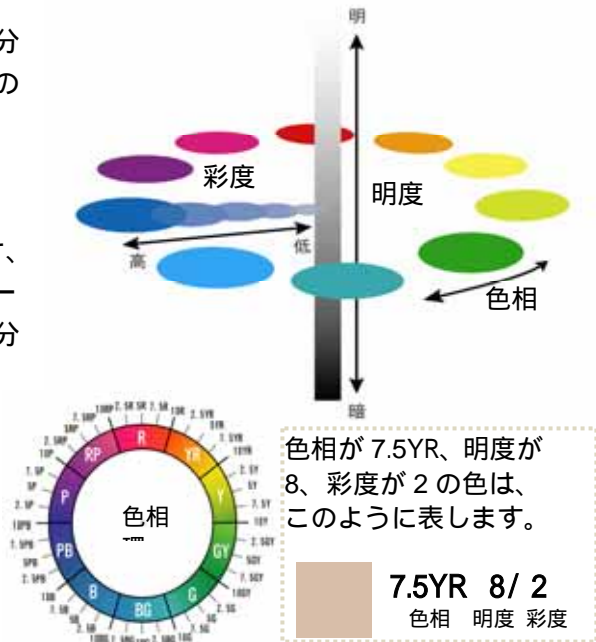
明度

明るさ。1～10の段階で表示し、数字が大きいくほど明るくなる（白に近づく）。

彩度

あざやかさ。数字が大きいくほどあざやかなので、色味が強い。白、灰色、黒（無彩色）には色味がないので、彩度もない。

【マンセル表色系のしくみ】



▼基調色の範囲（マンセル記号表示）



基調色の中心になるコーラルホワイトのイメージ色

これらの色は、印刷による色再現のため実際の色とは、異なります。正確な色は、色票または塗料見本でご確認ください。

1 - 2 重点地区景観形成基準設定の手順

・重点地区の追加及び同地区の景観形成基準の見直しがある場合、地区住民と共に設定していくべきだと考えています。重点地区景観形成基準設定の手順を以下に示します。

計画策定段階

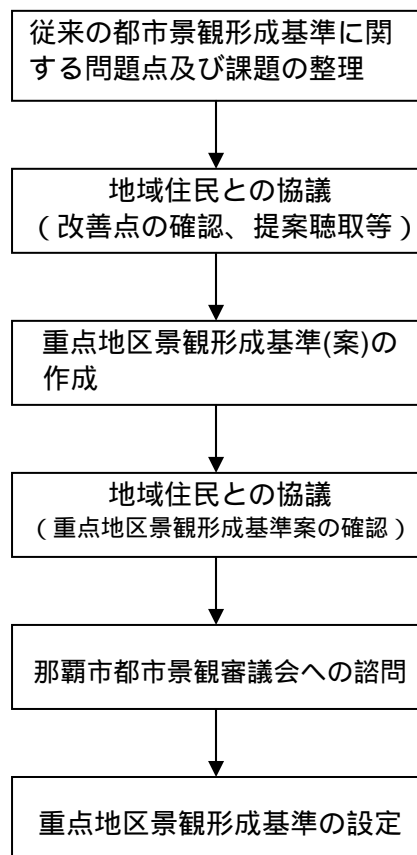
地区住民と行政が共に、これまでの基準を元に景観形成の問題点や課題を整理します。

問題点や課題を踏まえて、景観形成の目標や方針、基準などを検討し、地域住民の合意形成を図ります。

手続き段階

住民への説明会を開催し、都市景観審議会に諮問し決定します。

【景観形成基準設定の手順】



2. 大規模な行為に関する事項

『亜熱帯庭園都市』の継承にふさわしい景観形成のために、一定の大規模な行為に関して制限を定めます。

(1) 目的

- ・大規模な建築物等は、景観形成上、重要な役割を果たす一方、デザインによっては周辺の景観を阻害しかねません。一定以上の規模を有する建築物等に対しては、形態・意匠・色彩などをはじめとする景観形成に関する誘導と制限が目的です。
- ・また、同様に大規模な土地の形質の変更や木竹の伐採などは周辺の景観に大きな影響を与えかねません。これら景観形成に関する誘導と制限が目的です。

(2) 方針

- ・大規模な建築物等は、魅力あるデザインとすることや、周辺景観に調和することが重要となります。したがって、景観上影響の大きな行為について、新たに制限を定めます。
ただし重点地区(都市景観形成地域)においては、那覇市都市景観条例に基づく届出制度を景観法に基づくものに順次移行していきます。

(3) 良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為

開発行為	
項目	景観形成基準
のり面、緑化など	<ul style="list-style-type: none"> ・特徴ある地形を活かし、擁壁や法面は出来るだけ小さくなるように工夫する。 ・のり面は緑化し、擁壁は周辺と調和した形態及び素材とするよう努める。 ・緑地は、道路などの公的空間から目視できる場所(接道部分等)に設置するよう努める。 ・屋外駐車場は、高木の植栽による緑陰づくりをはじめ、水平及び垂直方向の緑化を積極的に行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に樹木がある場合は、保存または移植するよう努める。

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
項目	景観形成基準
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の外観の変更を伴う場合は、植栽や修景された塀等で遮蔽することで、道路などの公的空間や主要な視点場から目立たないように努める。
のり面、緑化など	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁やのり面は出来るだけ小さくなるように地形の分節化などを図る。 ・のり面は緑化し、擁壁は周辺と調和した形態及び素材とするよう努める。 ・土地の形質の変更後は、原則として緑地を設けることとし、主に周辺部に樹木等による緑化修景を行う。

木竹の植栽又は伐採	
項目	景観形成基準
伐採の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な伐採は出来るだけ避け、周辺の優れた景観を保全するよう努める。 ・伐採の位置は遠方からの眺望に配慮し、道路などの公共空間や主要な視点場からできる限り見えない場所とするよう努める。 ・樹容の優れた樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。
伐採後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化などに努める。

3. 届出が必要な行為（届出対象行為）（景観法第16条1項）

・届出の対象となる行為は以下の通りです。

3-1 建築物及び工作物の届出の対象行為（景観法第16条第1項第1号並びに第2号）

行為の種類		規模
1	建築物の新築、増築若しくは改築 （増築及び改築後の高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えることとなる増築及び改築を含む）又は移転	首里金城エリア、壺屋エリア、龍潭通りエリア ・全て 首里歴史エリア、識名歴史エリア ・階数が3階以上のもの または、軒高が7メートルを超えるもの） ・建築面積が300平方メートルを超えるもの ・外壁の一辺の長さが30メートルを超えるもの
2	建築物の外観の模様替え 又は色彩の変更	その他のエリア 商業地域、準工業地域、工業地域 ・高さが15メートルを超えるもの （ただし、モノレール沿線は高さが10メートルを超えるもの） ・建築面積が1,000平方メートルを超えるもの ・外壁の一辺の長さが40メートルを超えるもの 商業地域、準工業地域、工業地域以外の地域 ・高さが10メートルを超えるもの ・建築面積が500平方メートルを超えるもの ・外壁の一辺の長さが30メートルを超えるもの
1	工作物の 新築、増築 若しくは 改築 （増築後及 び改築後の 高さ又は面 積が右欄に 掲げる規模 を超えるこ ととなる増 築及び改築 を含む） 又は移転	高さ3メートルを超えるもの
	擁壁、垣（生け垣を 除く）、さく、塀、 その他これらに類 するもの	
	彫像、記念碑その他 これらに類するも の	首里歴史エリア、識名歴史エリア ・高さが10メートルを超えるもの ・築造面積が300平方メートルを超えるもの
	煙突、排気塔その他 これらに類するも の	その他のエリア 商業地域、準工業地域、工業地域 ・高さが13メートルを超えるもの （ただし、モノレール沿線は高さが10メートルを超えるもの） ・築造面積が1,000平方メートルを超えるもの 商業地域、準工業地域、工業地域以外の地域 ・高さが10メートルを超えるもの ・築造面積が500平方メートルを超えるもの
	鉄筋コンクリート 造の柱、金属製の柱 その他これらに類 するもの（に掲げ るものを除く）	

2 工作物の 外観の模様 替え 又は色彩の 変更	電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊技施設	
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
	自動車車庫の用に供する立体的な施設	
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
	汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
	電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その指示物を含む)その他これらに類するもの	高さが20メートル(電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該支持物の高さが15メートル、かつ、地盤面から当該支持物の上端までの高さ20メートル)を超えるもの
	首里金城エリア、壺屋エリア、龍潭通りエリア ・ から の全ての工作物 ・ 那覇市都市景観条例施行規則第2条に掲げる全ての工作物(アーケード、墳墓など)	

建築物の高さは、地盤面(建築基準法施行令第2条第2項)からの高さとする。
ただし、複数の平均地盤面がある場合は、最も低い地盤面からの高さとする。

3 - 2 建築物及び工作物を除く届出対象行為

・建築物及び工作物を除く届出対象行為は次の通りです。

開発行為（景観法第16条第1項第三号）
対象規模：面積が500㎡を超えるもの

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（景観法第16条第1項第四号）
対象規模：面積が500㎡を超えるもの

木竹の植栽又は伐採（景観法第16条第1項第四号）
対象規模：面積が500㎡を超えるもの

3 - 3 届出の適用除外となる行為

・届出の適用除外となる行為は、景観法第16条第7項各号の規定によります。

3 - 4 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限（景観法第8条第2項第五号イ）

・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限の方針は以下の通りです。

方針	屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素であることから、各エリアにふさわしい屋外広告物とするための誘導・規制に努める。また、特に周囲の景観に対して与える影響が大きいと認められる地区等においては、地区等の景観を維持するため、重点的に屋外広告物の規制や誘導に努める。
特に周囲の景観に対して与える影響が大きいと認められる地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・首里金城重点地区、龍潭通り重点地区、壺屋重点地区 ・首里歴史エリア、識名歴史エリア ・沖縄都市モノレールの沿線（延長計画区間を含む）

3 - 5 特定届出対象行為

・景観法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、「3 - 1 建築物及び工作物の届出の対象行為」による届出を要する行為のすべてとします。

3 - 6 変更命令（建築物及び工作物）

景観法第 17 条第 1 項の規定に基づく同法第 8 条第 3 項第 2 号の規制または措置については、以下の事項を適用します。

景観計画に定められた行為の制限が守られないときは、景観法に基づく勧告や、建築物や工作物の形態意匠に限り、景観法に基づく変更命令を次の事項に関して出す場合があります。

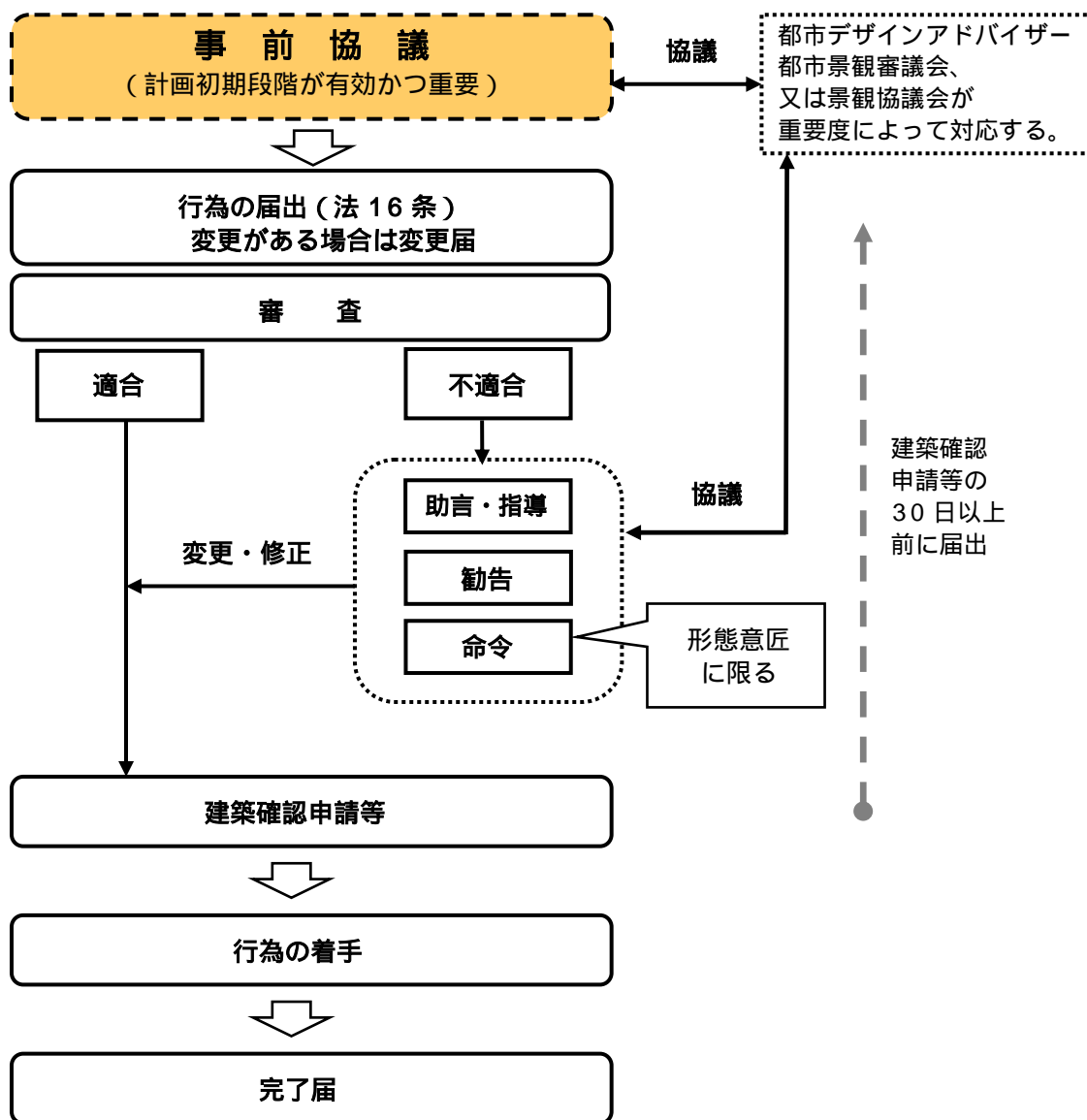
建築物 及び 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・各重点地区において、当該地区基準に著しく適合しないもの ・建築物の外壁又は工作物の色彩は、景観形成基準に設定された色彩基準とする。ただし、次に掲げるもの又は部分については、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 航空法その他の法令の基準によるもの 2) 那覇市都市景観審議会又は那覇市都市デザインアドバイザーの意見を聴いた上で、良好な景観の形成に支障がないと市長が認めるもの 3) 着色されていないコンクリート、金属、硝子、木材、琉球石灰岩などの材料によって仕上げられた部分 4) 景観形成基準に設定された色彩基準に適合する部分を除き、各壁面の見付面積の 30% 以内の範囲で使用される色彩で、下記の別表中、各階において、「ア欄に掲げる部分」の面積と「イ欄に掲げる部分」の面積の和が、「ウ欄に掲げる割合」以内で着色された部分 														
別表															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">ア</th> <th style="width: 30%;">イ</th> <th style="width: 35%;">ウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(1)</td> <td>全ての階において、彩度 10 以上の部分及び明度 4 以下の無彩色の部分</td> <td>3 階以上の階において、彩度 6 以上かつ 10 未満の部分及び明度 4 超かつ 6 以下の部分</td> <td>各階における各壁面の見付面積の 10%（住居系地域及び風致地区は 5%）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(2)</td> <td>全ての階において、彩度 6 以上かつ 10 未満の部分及び明度 4 超かつ 6 以下の無彩色の部分</td> <td>3 階以上の階において、彩度 6 未満の部分及び明度 4 超の部分</td> <td>各階における各壁面の見付面積の 20%（住居系地域及び風致地区は 10%）</td> </tr> </tbody> </table>					ア	イ	ウ	(1)	全ての階において、彩度 10 以上の部分及び明度 4 以下の無彩色の部分	3 階以上の階において、彩度 6 以上かつ 10 未満の部分及び明度 4 超かつ 6 以下の部分	各階における各壁面の見付面積の 10%（住居系地域及び風致地区は 5%）	(2)	全ての階において、彩度 6 以上かつ 10 未満の部分及び明度 4 超かつ 6 以下の無彩色の部分	3 階以上の階において、彩度 6 未満の部分及び明度 4 超の部分	各階における各壁面の見付面積の 20%（住居系地域及び風致地区は 10%）
	ア	イ	ウ												
(1)	全ての階において、彩度 10 以上の部分及び明度 4 以下の無彩色の部分	3 階以上の階において、彩度 6 以上かつ 10 未満の部分及び明度 4 超かつ 6 以下の部分	各階における各壁面の見付面積の 10%（住居系地域及び風致地区は 5%）												
(2)	全ての階において、彩度 6 以上かつ 10 未満の部分及び明度 4 超かつ 6 以下の無彩色の部分	3 階以上の階において、彩度 6 未満の部分及び明度 4 超の部分	各階における各壁面の見付面積の 20%（住居系地域及び風致地区は 10%）												
注 この表において、住居系地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に基づく用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。															

3 - 7 届け出の流れ

- ・届出が必要となる建築物等については、事前に協議・検討を行うこととします。
事前協議については都市計画部都市計画課都市デザイン室にご連絡下さい。
- ・また、行為の重要性によっては、都市デザインアドバイザー、都市景観審議会または景観協議会などが事前に審査、検討、アドバイスなどを行うことがあります。

届出の流れは以下の通りです。

手続きのフロー



第 7 章 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針 (景観法第 8 条第 2 項第四号関連)

景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針

景観法第 8 条第 2 項の規定により景観重要建造物及び景観重要樹木の方針を定めます。

景観重要建造物及び景観重要樹木 (景観法第 8 条第 2 項第四号)	
方針	那覇市内において、風格があり、象徴性や由緒性を有し、人々に安らぎや潤いを与え、市民生活と融和し、良好な環境を呈している物件で、これからの那覇の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められるものについて指定します。
建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那覇の建造物史を語る上で価値があり、なおかつ景観面でも価値があるもの ・ 地域の人々の生活と結び付きがあるもの ・ 地域の故事・伝承にまつわるもの ・ 多くの市民や地域住民に親しまれているもの ・ その他、那覇らしい景観を形成しているもの
樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹容が美観上特にすぐれているもの ・ 地域の故事・伝承にまつわるもの ・ 地域の景観にとって美的な要素となっているもの ・ 絶滅に瀕した樹木、珍種の樹木 ・ 多くの市民や地域住民に親しまれているもの ・ その他、那覇らしい景観を形成しているもの



第 8 章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第 8 条第 2 項第五号関連)

景観重要公共施設の整備に関する事項

景観法第 8 条第 2 項の規定により景観重要公共施設の整備に関する事項を定めます。

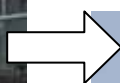
景観重要公共施設の整備	
(景観法第 8 条第 2 項第五号ロ)	
方針	景観形成において特に重要な公共施設は、施設管理者等の同意に基づき、景観重要公共施設として指定し、骨格的景観要素ごとの景観形成方針に沿った整備を行うことを検討します。

第 9 章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

(景観法第 8 条第 2 項第五号イ関連)

那覇市においては、平成 3 年に「那覇市サインデザインマニュアル」を策定し、それに基づく景観づくりの一環として屋外広告物に関する指導を行って参りました。今後は、時代の流れや現況を十分に把握し、本景観計画との整合性に配慮しながら、「那覇市サインデザインマニュアル」の改訂を行う一方、「那覇市屋外広告物条例(仮称)」の制定や屋外広告物の規制や誘導に関する重点地区の設定など、これまで以上に屋外広告物の表示等の行為の制限に関して積極的に取り組みます。

【屋外広告物の景観配慮事例】



第10章 今後の景観づくりの進め方（推進に向けて）

今後の景観づくりの推進を図っていくために、以下の取り組みを進めていきます。

1. 景観計画の推進及び充実化

- ・景観計画による事前協議の徹底、届出行為、行為の制限の運用を速やかに図っていきます。
- ・景観重要建造物・樹木及び景観重要公共施設の指定に向けての指定候補を抽出し、施設管理者等との協議のもとに整備・許可等に関する事項を検討し、逐次指定していきます。
- ・本景観計画に基づくガイドラインを作成し、具体的な指導等を行い、推進に向けて普及を図ります。
- ・景観に大きな影響を与えている既存の建物については、短期的な取り組みも含めた景観形成を検討していきます。

2. 都市計画手法等の活用

- ・都市計画法に基づく景観地区の指定や地区計画制度等における行為の制限は、景観法による景観計画区域や那覇市都市景観条例の遵守規定よりも拘束力は高くなります。したがってそれら拘束力の高い制度を活用し景観づくりをできるだけ展開していきます。
- ・重点地区については、当該地区の住民や関係団体等との協議・調整を十分に行いながら景観地区の指定に関して検討を進めます。

景観地区が指定されると、建築物の建築等において「認定」の手続きが必要となります。

3. 景観づくりの取り組み体制

(1) 都市景観審議会

那覇市ではこれまでも景観の推進や施設の検討において、那覇市都市景観条例によって位置づけられた那覇市都市景観審議会が、学識経験者や専門家によって構成され、それらの審議に携わってきました。また必要に応じて専門部会をおき、詳細な検討を行ってきました。

今後も那覇市都市景観審議会は、景観づくりに係る審議・調査機関として継続します。具体的には景観計画の策定・変更や各種法定制度の活用についての調査・審議などを行い、主に次の作業等を行います。



都市景観審議会での審議状況

景観計画の策定・変更、景観地区の指定、計画提案に基づく策定又は変更の必要性の判断

景観計画に基づく行為の届出や景観地区に基づく認定行為に係る重要な決定

(勧告・認定・変更命令・措置命令その他の行政措置)

景観重要建造物・樹木の指定等

(指定・変更・解除、管理に関する命令又は勧告、原状回復命令その他の行政措置)

景観協定の締結・変更・廃止に係る認可

景観整備機構の指定

(2) 都市デザインアドバイザー

これまでも景観づくりの推進に係る専門的アドバイスを行ってきた、那覇市都市景観条例に定める、都市デザインアドバイザー制度を今後とも継続していきます。具体的には主に以下の作業等を行うこととなります。

- 行為の届出における建築物等の基準適合のための専門的アドバイス
- 地域・地区の景観づくりに関する専門的アドバイス
- その他、都市景観形成の推進のための専門的アドバイス

(3) 都市計画審議会

景観法第9条第2項により、景観計画の策定・変更の際には都市計画審議会の意見を聞くこととされています。また、本景観計画において、新たに都市計画法上の開発行為を届出対象としたこと、また、今後景観地区、地区計画制度による景観誘導も想定されることなど、景観づくりの推進に当たっては、都市計画制度と景観制度の一体的な運用が求められることから、都市景観審議会との役割分担を明確にし、連携強化を図っていきます。

(4) 行政機関や庁内における連携

市内の景観形成に係る各行政機関との円滑・有効な協議、隣接市町との連携及び整合の取れた景観形成推進のため、以下の点について、関係機関との協議・連携を図ります。

- 景観計画区域・景観地区内における公共施設の事前通知による協議・調整
- 景観重要公共施設指定に係る協議・調整
- 各種景観整備事業の推進に係る相談
- 景観に関する啓発活動

(5) 庁内連絡協議会・公共建造物の指針

協働の景観まちづくりを効果的な役割分担のもとに推進するため、庁内の横断的な取り組みを見据えた関連部局の意思統一・調整・整合を図ります。また、景観づくりの推進において、影響の大きい公共建造物の整備に関する指針を定めます。

(6) 骨格的要素など広域的な景観資源を活かした景観づくりにおける市町間の連携

那覇市の景観の骨格的要素として位置づけた河川や海岸線など、市町を跨ぐあるいは境界となることで繋がる景観資源は隣接市町間の連携を図ることで調和のある景観づくりを推進していきます。



那覇市立城西小学校

4. 市民協働の促進

(1) 景観協議会、景観整備機構の活用による協働の景観まちづくりの推進

景観法では景観行政団体や公共施設管理者は、関係する他の行政機関、公益事業者等や住民等の関係者を交え、良好な景観形成のために協議を行う場として景観協議会を組織することが可能となりました。それらの場に地域の人々が参加していくことは、景観は地域の人々と共に守り・育てるという意識を共有していくうえで、よい機会となります。

景観整備機構は地域で活動する NPO 法人や公益法人も参加して景観計画の立案や推進に携わることができる制度です。このような制度を活用し、地域の人々と行政をつなぐ役割を持つ機能も期待されるところです。

(2) 景観づくりの取り組み促進・支援等

那覇市ではこれまでも、那覇市都市景観条例によって良好な景観形成に寄与している建築物や景観まちづくり活動などを対象に、所有者、設計者や活動自体を「都市景観賞」として表彰してきました。今後もこれら表彰や支援などを継続していきます。

一方、このような活動は、経済的な負担等も伴うため、条例に定める技術的又は人的支援、助成などを検討していきます。

(3) 重点地区、景観協定地区等での取り組み

那覇市では、これまでの都市景観形成地域において伝統的な景観をつくる赤瓦屋根に対してその費用の一部を那覇市都市景観条例に基づき助成してきました。今後も重点地区などにおいて助成を継続していきます。



参 考 資 料

景観計画策定時の那覇市都市景観審議会委員（第11期）

任期 2008（平成20）年3月25日 ～ 2010（平成22）年3月24日

専 門	氏 名	所属又は職名（敬称略 順不同）
都市デザイン（会長）	清水 肇	琉球大学工学部准教授
建 築	中本 清	沖縄県建築士会副会長
都市計画	前原 信達	（株）都市科学政策研究所
芸 術	能勢 裕子	彫刻家
マスコミ	佐渡山 美智子	フリーアナウンサー
住環境	松本 京子	琉球大学非常勤講師
経 済	照屋 健	沖縄振興開発金融公庫企画調査部長
ランドスケープ（副会長）	中瀬古 由夫	PAN環境創造
緑 化	島田 宏光	（有）島田ランドスケープ
歴 史	田名 真之	沖縄国際大学教授
カラー	国吉 典子	カラリスト スペース結
行 政	松野 栄明	内閣府沖縄総合事務局開発建設部企画調整官
行 政	新里 榮治	沖縄県土木建築部建築都市統括監

印は専門部会委員

景観計画策定時の那覇市都市景観審議会委員（第12期）

任期 2010（平成22）年8月13日 ～ 2012（平成24）年8月12日

専 門	氏 名	所属又は職名（敬称略 順不同）
都市デザイン（会長）	清水 肇	琉球大学工学部准教授
建 築	中本 清	沖縄県建築士会会長
都市計画	前原 信達	（株）都市科学政策研究所
芸 術	屋富祖 幸子	琉球びんがた事業協同組合 理事長
グラフィックデザイン	赤嶺 雅	沖縄県立芸術大学准教授
住環境	久高 多美子	株式会社 東設計工房
経 済	照屋 健	沖縄振興開発金融公庫企画調査部長
ランドスケープ（副会長）	中瀬古 由夫	株式会社なむ環境創造
緑 化	島田 宏光	（有）島田ランドスケープ
歴 史	田名 真之	沖縄国際大学教授
カラー	国吉 典子	カラリスト
行 政	松野 栄明	内閣府沖縄総合事務局開発建設部企画調整官
行 政	新里 榮治	沖縄県土木建築部建築都市統括監

印は専門部会委員

那覇市景観計画

平成23年5月

那覇市 都市計画部 都市計画課 都市デザイン室

